

第 7 5 3 号
平成29年 4 月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数			
・天理市個人情報保護条例及び天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1	3	・天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	16	23
・天理市文化センター条例及び天理市民会館条例の一部を改正する条例	2	4	・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	17	24
・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3	4	規 則	番号	頁数
・天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4	6	・天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	2	29
・天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	5	7	・天理市子育て世代すこやか支援センター条例施行規則	3	38
・天理市「天理っ子」育成基金条例を廃止する条例	6	9	・天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	4	43
・天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	7	9	・天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	5	45
・天理市学童保育条例の一部を改正する条例	8	14	・初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	6	45
・天理市みんなの手話言語条例	9	14	・天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則	7	47
・天理市犯罪被害者等支援条例	10	15	・天理市公印規則の一部を改正する規則	8	48
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	11	17	・天理市政治倫理審査会規則の一部を改正する規則	9	49
・天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例	12	17	・天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則	10	49
・天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	13	18	・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	11	49
・天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例	14	21	・天理市長等の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則	12	50
・天理市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例	15	23	・天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則	13	51
			・天理市犯罪被害者等支援条例施行規則	14	51
			・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	15	70
			・天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	16	70
			・家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	17	71

・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	18	71
・天理市会計規則の一部を改正する規則	19	71
・天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則	20	74
・天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	21	74
・天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則	22	75
訓令甲	番号	頁数
・天理市職員私有自動車公務使用規程の一部改正	1	75
・天理市事務処理規程の一部改正	2	75
・天理市総合計画策定会議規程の一部改正	3	80
・天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正	4	80
告 示	番号	頁数
・公示送達について	111	80
・公示送達について	112	81
・放置自転車等の保管について	113	81
・放置自転車等の保管について	114	81
・放置自転車等の保管について	115	82
・放置自転車等の保管について	116	82
・放置自転車等の保管について	117	83
・放置自転車等の保管について	118	83
・放置自転車等の保管について	119	83
・放置自転車等の保管について	120	84
・放置自転車等の保管について	121	84
・放置自転車等の保管について	122	85
・放置自転車等の保管について	123	85
・放置自転車等の保管について	124	85
・放置自転車等の保管について	125	86
・放置自転車等の保管について	126	86
・平成28年度天理市一般会計補正予算(第5号)の要領について	127	87
・放置自転車等の保管について	128	105
・放置自転車等の保管について	129	105
・放置自転車等の保管について	130	105
・放置自転車等の保管について	131	106
・放置自転車等の保管について	132	106
・放置自転車等の保管について	133	107
・平成29年度天理市一般会計予算外7会計予算の要領について	134	107
・公示送達について	135	133
・公示送達について	136	133
・放置自転車等の保管について	137	133
・放置自転車等の保管について	138	133

・天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部変更について	139	134
・天理市道路線の認定について	140	134
・市道の区域決定及び供用開始について	141	134
・市道の区域決定及び供用開始について	142	136
・放置自転車等の保管について	143	137
・放置自転車等の保管について	144	138
・放置自転車等の保管について	145	138
・「天理市告示98号市道の区域変更及び供用開始について」の訂正について	146	139
・「天理市告示141号市道の区域変更及び供用開始について」の訂正について	147	141
・「天理市告示142号市道の区域変更及び供用開始について」の訂正について	148	143
・放置自転車等の保管について	149	145
・放置自転車等の保管について	150	146
・放置自転車等の保管について	151	146
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について	152	147
・天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正について	153	153
・固定資産台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録について	154	156
・平成29年度天理市国民健康保険料率の決定について	155	156
・平成29年度天理市国民健康保険料の減額について	156	156
・平成29年度一般廃棄物処理実施計画について	157	157
・天理市自転車等駐車場における駐車料の徴収事務の委託について	158	168
・公示送達について	159	168
・放置自転車等の保管について	160	168
・放置自転車等の保管について	161	168
・放置自転車等の保管について	162	169
・放置自転車等の保管について	163	169
公 告	番号	頁数
・農用地利用集積計画の縦覧について	13	170
・森林整備計画の閲覧について	14	170

・平成29年度天理市定期予防接種の実施について	15	170	・天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正	1	193
・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定について	16	172	・天理市上下水道局決裁規程の一部改正	2	194
教育委員会	番号	頁数	・天理市上下水道事業管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部改正	3	195
・臨時教育委員会の招集について	5	173	・天理市上下水道局文書取扱規程の一部改正	4	196
・臨時教育委員会の招集について	6	173	・天理市上下水道局公印規程の一部改正	5	200
農業委員会	番号	頁数	・天理市上下水道局職員就業規則の一部改正	6	200
・天理市農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集について【公告】	1	173	・天理市上下水道局労働安全衛生委員会規程の一部改正	7	200
・天理市農業委員会の委員の選任に関する規程【公告】	2	173	・天理市上下水道局被服等貸与規程の一部改正	8	200
・天理市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程【公告】	3	178	・天理市上下水道局会計規程の一部改正	9	201
・天理市農業委員候補者評価委員会設置規程【公告】	4	183	・天理市指定給水装置工事事業者及び天理市指定下水道工事店審査委員会規程の一部改正	10	201
・天理市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程【公告】	5	183	・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	14	201
・農業委員会の招集について	3	184	・天理市指定給水装置工事事業者規程の一部改正	11	201
公平委員会	番号	頁数	・天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正	12	202
・天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1	184	・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	15	202
監査委員	番号	頁数			
・定期監査の結果（公表）について	3	184			
・定期監査の結果（公表）について	4	189			
災害対策本部	番号	頁数			
・天理市災害対策本部規程の一部改正について	1	191			
公営企業	番号	頁数			
・公共下水道の供用（処理）の開始及び関係図書の縦覧について【告示】	2	192			

条 例

（平成29年 3 月16日掲示済）

天理市個人情報保護条例及び天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 1 号

天理市個人情報保護条例及び天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（天理市個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 2 項」の次に「（番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第24条第 4 項第 1 号中「第28条」を「第29条」に改める。

第25条の 2 中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は番号法第19条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第 2 項」の次に「（これらの

規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

(天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

(平成29年 3 月16日揭示済)

天理市文化センター条例及び天理市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第2号

天理市文化センター条例及び天理市民会館条例の一部を改正する条例

(天理市文化センター条例の一部改正)

第1条 天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「天理市文化センター運営審議会」を「天理市文化センター・市民会館運営審議会」に改め、同条に次の1項を加える。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(天理市民会館条例の一部改正)

第2条 天理市民会館条例（昭和42年 3 月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「天理市民会館運営審議会」を「天理市文化センター・市民会館運営審議会」に改め、同条第2項中「重要事項」を「事項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 8 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日揭示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第3号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年 3 月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「達するまでの子」の次に「(民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法

律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第2号中「1歳2箇月」を「1歳2か月」に改め、同条第3号中「1歳から1歳6箇月」を「1歳から1歳6か月」に、「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第7条第1項及び第2項中「6箇月」を「6月」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「当該非常勤職員が育児時間を承認されている」を「当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日掲示済)

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第4号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第57号中「予算に定める範囲内の額」を「同上」に改め、同号を第60号とし、同号の前に次の1号を加える。

59	消費生活相談員	日額	10,000	予算に定める範囲内の額
----	---------	----	--------	-------------

別表中第56号を第58号とし、第55号を第57号とし、第54号の次に次の2号を加える。

55	いじめ・問題行動等 対策委員会の委員	日額 8,800 (天理市いじめ問題対 策連絡協議会等条例 (平成29年 3 月天理市 条例第14号) 第12条第 3号に規定する事務を 行う場合は、日額 11,000円)	同上
56	いじめ問題再調査委 員会の委員	日額 11,000	同上

別表備考第3項中「第54号」を「第56号」に、「第57号」を「第60号」に改める。

第2条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第36号を次のように改める。

36	文化センター・市民 会館運営審議会の委 員	日額	8,800	副市長の旅費相当額
----	-----------------------------	----	-------	-----------

別表中第37号を削り、第38号を第37号とし、第39号から第60号までを1号ずつ繰り上げ、同表備考第3項中「第56号」を「第55号」に、「第60号」を「第59号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。

(平成29年 3 月16日掲示済)

天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第5号

天理市一般職の職員の給与に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定)」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第16条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「介護休暇(当該職員が)」の次に「要介護者(」を、「あるもの」の次に「をいう。以下この項において同じ。))」を、「休暇をいう。))」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。))につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人について9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。))」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」

(3) 扶養親族としての子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族としての子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支

給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、改正後給与条例第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは、「同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（平成29年 3 月16日揭示済）

天理市「天理っ子」育成基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第6号

天理市「天理っ子」育成基金条例を廃止する条例

天理市「天理っ子」育成基金条例（平成15年12月天理市条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年 3 月31日から施行する。

（平成29年 3 月16日揭示済）

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第7号

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（天理市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第3条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第80条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、かつ、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価格として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの
100分の1

（2） 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの
100分の2

（3） 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出すると

ともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者は、前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、10万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	3,600円	
3輪のもの	年額	3,900円	
4輪以上のもの			
乗用のもの			
営業用	年額	6,900円	を
自家用	年額	10,800円	
貨物用のもの			
営業用	年額	3,800円	
自家用	年額	5,000円	」
「(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	3,600円	
(イ) 3輪のもの	年額	3,900円	
(ウ) 4輪以上のもの			
(i) 乗用のもの			
営業用	年額	6,900円	に改め、
自家用	年額	10,800円	
(ii) 貨物用のもの			
営業用	年額	3,800円	
自家用	年額	5,000円	」
同号イ中「農耕作業用のもの	年額	2,400円	
その他のもの	年額	5,900円	を
「(ア) 農耕作業用のもの	年額	2,400円	
(イ) その他のもの	年額	5,900円	に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条の2第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条の2第1項」に、「売主が」を「売主は、」に改め、「その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽

自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の2の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第15条の3の2 市長は、当分の間、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の4 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の5 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「天理市税賦課徴収条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のよう

に改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条	第82条	天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月天理市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
附則第16条の表第2号ア(ウ)(i)の項	第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条の表第2号ア(ウ)(ii)の項	第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条及び附則第3条の規定 平成29年4月1日

（2）第3条から第5条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第3条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 第2条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動

車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市学童保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第8号

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年 3 月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「天理市丹波市町163番地1」を「天理市丹波市町180番地」に、「天理市三島町395番地」を「天理市丹波市町163番地1」に、「天理市別所町261番地3」を「天理市別所町380番地」に、

前栽第三学童保育所	天理市富堂町294番地
-----------	-------------

を

前栽第三学童保育所	天理市富堂町294番地
-----------	-------------

前栽第四学童保育所	天理市前栽町329番地
-----------	-------------

に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日に施行する。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市みんなの手話言語条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第9号

天理市みんなの手話言語条例

言語は、人が様々なことを思考し、その考えや意思を相手に伝え、相手の考えや意思を理解して円滑な社会生活を営む上で必要な意思伝達手段であり、社会生活や文化的活動に必要不可欠なものです。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情などを使って思考し、自らの考えや意思を視覚的に表現するろう者の言語です。

しかしながら、手話は、長い歴史の中で言語として認知されず、禁止されていた時代がありました。そのため、長い間ろう者は、様々な場面で不便や不安を感じながら生活せざるを得ませんでした。そのような状況に置かれながらも手話の普及への努力がろう者により継続されてきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は、言語として位置付けられました。

天理市民憲章においては、「おたがいに尊重し、助けあって、しあわせな生活をきずきましょう。」と謳われています。人は、互いの思いを理解し合うことで尊重や助け合いが生まれ、幸せな生活を営むことができます。この市民憲章の精神の下、手話を第一言語とする天理市民のろう者もろう者以外の者も、互いに思いを理解し合い尊重し合える天理市を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者並びにろう者の生活及び文化への理解並びに手話の理解及び普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進に必要な基本となる事項を定めることにより、手話を必要とす

る市民の社会参加の保障及び全ての市民が安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市及び市民は、ろう者が音声言語とは異なる独自の言語体系を有する手話を用いて、知的で心豊かな社会生活を営む者であることを理解しなければならない。

2 手話の理解及び普及は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有していることを前提として、その権利の行使は、最大限尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の手話に対する理解及び普及を図り、手話を必要とする市民が手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に親しみ、ろう者、ろう者の生活及び文化並びに手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第2条の基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するように努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話及びろう者に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境の整備のための施策

(3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加とその機会の平等を図るための施策

(4) 手話による意思疎通支援者のための施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策について、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和を保ちながら、推進するものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話及びろう者に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月16日揭示済)

天理市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成29年3月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第10号

天理市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、県その他の関係機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること。
- (3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切に途切れることなく講ぜられること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給等)

第7条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷害見舞金 10万円

2 市は、犯罪等による被害により応急に資金を必要とする犯罪被害者等に対し、50万円を超えない範囲で資金の貸付けを行うものとする。

3 第1項の規定による見舞金の支給及び前項の規定による資金の貸付けに関し、対象者、申請手続その他必要な事項は、規則で定める。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、民間支援団体に対し、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第11号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(天理市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 天理市国民健康保険条例(昭和34年 3 月天理市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第 8 条第 2 項(同法第12条第 5 項及び第16条第 2 項において準用する場合を含む。第19条第 1 項第 1 号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第12条第 6 項及び第16条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第19条第 1 項第 1 号中「附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 2 条 天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の 2 第 6 項」を「附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の 2 の 6 第11項若しくは第15項又は第35条の 3 第11項」を「附則第35条の 2 の 6 第15項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項」に改める。

第15条の 6 中「52万円」を「54万円」に改める。

第15条の 6 の10中「17万円」を「19万円」に改める。

第19条第 1 項中「52万円」を「54万円」に改め、同項第 1 号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第35条の 2 第 6 項」を「附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の 2 の 6 第11項若しくは第15項又は第35条の 3 第11項」を「附則第35条の 2 の 6 第15項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項」に改め、同項第 2 号中「26万 5 千円」を「27万円」に改め、同項第 3 号中「48万円」を「49万円」に改め、同条第 3 項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第 4 項中「52万円」を「54万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条(第13条第 1 項の改正規定及び第19条第 1 項第 1 号の改正規定を除く。)の規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 2 条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
 天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年12月天理市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「9人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成29年 3 月16日揭示済）

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第13号

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
 （天理市道路占用料に関する条例の一部改正）

第1条 天理市道路占用料に関する条例（昭和29年 9 月天理市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用の種類	単位	占用料（円）	摘要
第一種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	440	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
第二種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		680	
第三種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		920	
第一種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		400	
第二種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		630	
第三種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		870	
その他の柱類		40	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	
地下電線その他地下に設ける線類		2	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	390	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240	
公衆電話所	1個につき1年	790	
郵便差出箱		330	
地下埋設物	長さ1メートルにつき1年	17	
外径が0.07メートル未満のもの			
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24	
外径が0.1メートル以上		36	

類	0.15メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			47	
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			71	
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			95	
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			170	
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			240	
	外径が1メートル以上の もの			470	
	アーケード			占用面積1平方メー トルにつき1年	790
地下街及び地下室			近傍類似の土地 の時価に0.005 を乗じて得た額		階数が1のもの
通 路	上空に設けるもの		870		こ道橋を含む。
	地下に設けるもの		520		
	その他のもの		790		橋その他これに類す る施設を含む。
板囲、足場、柵等の工事用施 設類			占用面積1平方メー トルにつき1月	170	
仮設建築物				170	工事用資材置場、盤 台、露店その他これ らに類するもの
広 告 物 類	看板	一時的に設け るもの	表示面積1平方メー トルにつき1月	170	添加広告物を含む。
		その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1年	1,700	
	旗ざお	一時的に設け るもの	1本につき1日	17	
		その他のもの	1本につき1月	170	
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	1,700	
		その他のもの		870	
	広告塔		表示面積1平方メー トルにつき1年	1,700	
標識			1本につき1年	630	
その他の工作物、物件又は施 設			占用面積1平方メー トルにつき1年	近傍類似の土地 の時価に0.017 を乗じて得た額	倉庫、店舗その他こ れらに類するもの
その他前各項により難い占用			—	前各項に準じて 市長が定める額	

別表備考第5項を次のように改める。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メー

ル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

(天理市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 天理市法定外公共物管理条例（平成16年 9 月天理市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		単位	占用料（円）
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	440
	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		680
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		920
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		400
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		630
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		870
	その他の柱類並びにその支柱、支線柱及び支線		40
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下電線その他地下に設ける線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		790
	郵便差出箱		330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240
	外径が1メートル以上のもの		470
通路	上空に設けるもの	占用面積1平方メー	870

	地下に設けるもの	トルにつき1年	520
	通路橋及び進入路		230
広告物類	看板（一時的に設けるもの）	表示面積1平方メートルにつき1月	170
	看板（その他のもの）	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700
	旗ざお（一時的に設けるもの）	1本につき1日	17
	旗ざお（その他のもの）	1本につき1月	170
板囲、足場、柵等の工事中施設類		占用面積1平方メートルにつき1月	170
その他前各項により難い占用		—	前各項に準じて市長が定める額

別表備考第5項を次のように改める。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年3月16日揭示済）

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例をここに公布する。

平成29年3月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第14号

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 天理市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第10条）

第3章 天理市いじめ・問題行動等対策委員会（第11条—第17条）

第4章 天理市いじめ問題再調査委員会（第18条—第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、天理市いじめ問題対策連絡協議会、天理市いじめ・問題行動等対策委員会及び天理市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 天理市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、天理市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員は、前条に規定する関係機関及び団体に所属する職員その他天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第6条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 連絡協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要であると認めるときは、連絡協議会に諮って会議を非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第3章 天理市いじめ・問題行動等対策委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、天理市いじめ・問題行動等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 天理市いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究等有効な対策を検討するため専門的見地から審議を行うこと。
- (2) 本市が設置する学校からいじめの事案についての報告を受け、法第24条に基づき調査を行うこと。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び重大事態の発生を防止するために必要な措置に対する提言に関すること。

(組織)

第13条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第14条 教育委員会は、対策委員会に特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第15条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 対策委員会の会議は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 対策委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、対策委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

（準用）

第17条 第5条及び第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条及び第10条中「連絡協議会」とあるのは「対策委員会」と読み替えるものとする。

第4章 天理市いじめ問題再調査委員会

（設置）

第18条 法第30条第2項の規定に基づき、天理市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第19条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

（委員の任期）

第20条 委員の任期は、その諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。

（会議の非公開）

第21条 再調査委員会の会議は、非公開とする。

（準用）

第22条 第8条から第10条まで及び第13条から第16条まで（同条第4項を除く。）の規定は、再調査委員会に準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条及び第10条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、同条中「教育委員会事務局学校教育課」とあるのは「市長公室総合政策課」と、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項及び第3項並びに第16条第1項から第3項までの規定中「対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第13条第2項並びに第14条第1項及び第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会又は対策委員会若しくは再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会又は対策委員会若しくは再調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年3月16日揭示済）

天理市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月16日

天理市長 並 河 健

天理市条例第15号

天理市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例

天理市上下水道事業経営審議会条例（平成23年3月天理市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「上下水道局経営課」を「上下水道局総務経営課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年3月16日揭示済）

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市条例第16号

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天理市消防団員等公務災害補償条例（平成25年 3 月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあっては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき267円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については333円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「場合にあっては」を「場合には」に、「にあっては367円」を「については300円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（平成29年 3 月16日揭示済）

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第33条第 4 項中「第36条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1） 第36条の 2 第 1 項の規定による申告書

（2） 第36条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第 6 項中「第36条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市

長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の8第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第13項を削り、第14項を第13項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までこの間に初回車両番号指定を受け

た場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

（2）第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第22条を次のように改める。

（法附則第15条第44項の都市計画税に係る条例で定める割合）

第22条 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第34条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第6条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分に限る。）の額について不足額があることを天理市税賦課徴収条例第83条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第 2 項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（天理市税賦課徴収条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 別段に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成25年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年 3 月天理市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中天理市税賦課徴収条例附則第16条第 2 項から第 4 項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の 2 を次のように改める。

第16条の 2 削除

第 4 条を次のように改める。

(天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年 6 月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の表新条例附則第16条第 1 項の表第82条第 2 号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

附則第 1 条第 1 号中「及び」の次に「第 4 条の規定並びに」を加え、同条第 2 号中「第 3 条から第 5 条までの規定」を「第 3 条及び第 5 条の規定」に改める。

規 則

(平成29年 3 月 9 日揭示済)

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 9 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 2 号

天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等駐車場条例施行規則（平成13年11月天理市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

(一時利用の手続)

第 4 条 駐車場を一時利用しようとする者は、利用の都度、入場の際に駐輪券（様式第 1 号）の交付を受

けなければならない。

- 2 前項の駐輪券の交付を受けた者（以下「一時利用者」という。）は、退場の際に条例第9条に規定する駐車料（以下「駐車料」という。）を納付しなければならない。

（定期利用の手続）

第5条 駐車を定期利用しようとする者は、天理市自転車等駐車場定期利用申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、定期券（様式第3号）の更新を申請する場合は、自動定期更新機により行うものとする。

- 2 条例別表備考第1項に規定する学生は、前項に規定する申請書を提出する際に学生証その他学生であることを確認できる書面を提示しなければならない。ただし、定期券の交付を受けた者が、同一の学年内に有効期間が終了する定期券の更新を申請する場合は、この限りでない。

- 3 駐車を定期利用しようとする者は、定期券及び定期駐車券（様式第4号）（以下これらを「定期券等」という。）を申請（第1項ただし書に規定する更新の申請を含む。次項において同じ。）する際に駐車料を納付しなければならない。

- 4 第1項に規定する申請の期間は、利用しようとする月の前月の20日から利用しようとする月の10日までとする。

- 5 第1項の定期券等の有効期間は、利用承認開始月の初日から利用承認終了月の末日までとする。

- 6 定期利用の承認を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、定期駐車券を自転車等の後部の見やすい場所にちょう付しなければならない。

第6条を削る。

第7条の見出し並びに第1項及び第2項中「駐車券」を「定期券」に改め、同条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

天理駅前地下自転車等駐車場

駐輪券番号：

駐輪種別：

入場日時：

ご利用ありがとうございます。

駐輪券の紛失にご注意ください。

緊急時のお問い合わせ先

管理 _____

平成29年4月10日 月曜日

天理市公報

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

天理市自転車等駐車場定期利用申請書

指定管理者 様		年 月 日申請	
申請者	住所	〒	
	フリガナ		
	氏名	電 話	

次のとおり利用したいので申請します。

利用駐車場	☐ 天理駅前南地下自転車等駐車場 ☐ 天理駅前北地下自転車等駐車場		
利用区分	利用者	☐ 一般 ☐ 学生	
	自転車等の種別	☐ 原動機付自転車（標識番号）	
		☐ 自転車（防犯登録番号又は車体番号）	
利用期間	☐ 1月 ☐ 3月		
定期券種	☐ 交通系ICカード（ICOCA） ☐ 専用定期券		

該当する□に ☒ 印を記入してください。

同 意 書

上記申請に係る自転車等について、天理市自転車等駐車場条例規則第13条第2項の規定による告示の日から6月以内に引取りをしないときは、同条第3項の規定により当該自転車等が処分されることに同意します。

署名

天理市自転車等駐車場条例（抜粋）

（自転車等の撤去等）

第13条 指定管理者は、駐車場内に自転車等が継続して駐車されていることにより、駐車場の適切な利用に支障が生じていると認めるときは、該当自転車等を撤去し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者が自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等をその利用者又は所有者に返還するために必要な処置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の処置を講じたにもかかわらず、同項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管した自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を処分することができる。

注意

- 1 太線枠全てにご記入ください。記入漏れがあると受理できない場合があります。
- 2 ご利用開始及び更新時は、場内の自動定期更新機にてご入金ください。
- 3 同意書を必ずお読みいただき、署名の上申請してください。なお、署名のない申請書は受理できませんので、ご注意ください。

係 員 記 入 欄															
カード番号															
受付担当					シール番号		—								

平成29年4月10日 月曜日

天理市公報

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 5 条関係）

（表）

定期券

天理駅前地下自転車等駐車場

（裏）

（注意事項）	
指定管理者	TEL

平成29年4月10日 月曜日

天理市公報

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第 5 条関係）

定期
/
-
天理駅前地下 自転車等駐車場

様式第5号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「駐車券」を「定期券」に、「定期駐車券購入カード」を「定期券」に改める。

様式第6号中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第7号中「第9条関係」を「第8条関係」に、「定期駐車券購入カード」を「定期券」に改める。

様式第8号中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第9号中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月16日揭示済)

天理市子育て世代すこやか支援センター条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月16日

天理市長 並 河 健

天理市規則第3号

天理市子育て世代すこやか支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市子育て世代すこやか支援センター条例（平成28年12月天理市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 天理市子育て世代すこやか支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(職員)

第3条 センターに必要な職員を置く。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条の規定によりセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、天理市子育て世代すこやか支援センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、センターの施設を使用しようとする日の属する月の3月前の初日から使用を開始しようとする日の前日までの間に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、天理市子育て世代すこやか支援センター使用許可書（様式第2号）を交付する。この場合において、管理上必要があるときは、条件を付することができる。

2 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用できなくなったときは、直ちに天理市子育て世代すこやか支援センター使用取消届（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 使用が終わったときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出ること。
- (3) 使用に関して施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (4) その他センターの職員の指示に従うこと。

第7条 センターに入場した者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) センター内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) センターを不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 施設、設備、展示物等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) その他センターの職員の指示に従うこと。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年3月17日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

天理市子育て世代すこやか支援センター使用許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名
(電 話)

天理市子育て世代すこやか支援センターの使用の許可を次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 人 員	名
備 考	

様式第 2 号（第 5 条関係）

天理市子育て世代すこやか支援センター使用許可書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった天理市子育て世代すこやか支援センターの使用について、次のとおり許可します。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 人 員	名
許 可 の 条 件	

様式第 3 号（第 5 条関係）

天理市子育て世代すこやか支援センター使用取消届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名
(電 話)

年 月 日付けで使用許可を受けましたが、次の理由により取消しを届け出ます。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 人 員	名
取 消 理 由	

(平成29年 3 月16日 揭示済)

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 4 号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

天理市保育の利用に関する規則（平成27年 3 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「不承諾等」を「保留」に改め、同条第 1 項中「承諾しない」を「保留する」に改め、同条第 2 項中「承諾しない」を「保留した」に、「保育施設入所不承諾書」を「当該保留の期限を定めて保育施設入所保留通知書」に改める。

第10条の見出し中「解除等」を「解除」に改める。

別表第 1 備考第 6 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



保育施設入所保留通知書

申込みのありました保育施設の入所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
入 所 希 望 月	年 月
保留となった理由	
保留の有効期限	年 月

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月31日 掲示済)

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 5 号

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則（平成27年 3 月天理市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「 6 月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

職種	月額
一般事務	141,600円
保育士	146,100円以上 220,600円以下
保育所調理員	141,600円
保育所業務員	141,600円
清掃作業員	164,700円
幼稚園講師	155,200円以上 208,800円以下
小・中学校講師	169,800円以上 259,400円以下
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月31日 掲示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 6 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年 3 月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 7 項を次のように改める。

- 7 新たに職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合であって、その者の号給の決定について第 4 項の規定による場合には採用が著しく困難になると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して、あらかじめ市長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

「

36
36
37

「

36
36
37

別表第 6 アの表中

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

に改める。

「」

別表第 6 イの表中

54
55
56
57
57
58
58
59
59
60

を

53
54
54
55
55
56
56
57
58
59

に、

「」

66
66
66

65
66
66

66		66
66		66
67		66
67		66
67		67
67		67
67		67
67		67
68		67
68		67
68	を	67
68		68
68		68
69		68
69		68
69		68
70		68
70		69
70		69
71		70
71		70

附 則
この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月31日揭示済)

天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 7 号

天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則
天理市学童保育条例施行規則（平成15年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。
様式第 1 号中
「

1 かかりつけの医療機関：	電話	医師名
---------------	----	-----

2	健康保険名：	健康保険証記号番号
3	緊急連絡先：	電話

を
「

1	かかりつけの医療機関：	電話	医師名
2	緊急連絡先：	電話	

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 8 号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 9 号及び第 4 項第 9 号中

「

市民会館

を

文化振興課

に改め、

」

」

同表第 5 項第 8 号から第15号までを次のように改める。

8	北保育所長印	8	てん書	方20	1	北保育所長名をもって発する文書	児童福祉課
9	嘉幡保育所長印	9	てん書	方20	1	嘉幡保育所長名をもって発する文書	児童福祉課
10	やまだこども園長印	10	てん書	方20	1	やまだこども園長名をもって発する文書	児童福祉課
11	市民会館印	11	てん書	方24	1	市民会館名をもって発する文書	文化振興課
12	消防団長印	12	てん書	方20	1	消防団長名をもって発する文書	防災課
13	文化センター印	13	てん書	方25	1	文化センター名をもって発する文書	文化振興課
14	文化センター所長印	14	てん書	方25	1	文化センター所長名をもって発する文書	文化振興課

別表第2第5項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市政治倫理審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第9号

天理市政治倫理審査会規則の一部を改正する規則

天理市政治倫理審査会規則（平成6年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、天理市政治倫理条例（平成23年3月天理市条例第1号）第11条第1項に規定する天理市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「毎年」を「受給資格証の有効期間が満了する年の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条市長公室の項中「天理駅前広場コフフン準備室 天理駅前広場コフフン準備係」を「コフフンにぎわいづくり推進室 コフフンにぎわいづくり推進係」に改め、同条くらし文化部の項中「文化振興課文化振興係」を「文化振興課 文化振興係 文化企画係」に改める。

第4条の2行政経営係の項第3号中「広域行政」の次に「（他課に属するものを除く。）」を加え、同条ファシリティマネジメント係の項中第3号を削り、同条第2項中「天理駅前広場コフフン準備室」を「コフフンにぎわいづくり推進室」に、「天理駅前広場コフフン準備係」を「コフフンにぎわいづくり推進係」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1） 天理駅前広場における事業の企画及び推進に関すること。
- （2） 天理駅前広場における事業の調査及び研究に関すること。
- （3） 天理駅前広場の管理及び使用許可に関すること。
- （4） 天理駅前広場の使用料の徴収に関すること。

第10条消防団係の項中第5号を次のように改める。

- （5） 奈良県広域消防組合に関すること。

第16条文化振興係の項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同項に次の 2 号を加える。

(8) 市の施設の舞台照明及び音響設備等に係る技術的助言及び指導に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

第16条に次の 1 項を加える。

文化企画係

(1) 重要な文化行政施策の企画及び推進に関すること。

(2) 重要な文化行政施策の調査及び研究に関すること。

第18条第 2 項地域包括ケア推進係の項第 3 号を次のように改める。

(3) まちかど相談室、地域包括ケア広場及び健康ステーションに関すること。

第27条維持係の項第 6 号中「天理駅前広場の」を削る。

第29条計画係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出及び調査に関すること。

第32条工務係の項に次の 1 号を加える。

(3) 「（仮称）奈良県国際芸術家村」周辺整備事業の施行及び工事監督に関すること。

第33条の次に次の 1 条を加える。

（理事）

第33条の 2 特に必要なときは、公室及び部を統括する理事を置くことができる。

2 理事は、市長及び副市長の命を受け、公室及び部間の事務執行の調整その他の事務を掌理する。

3 理事は、前項に規定する事務執行に関し、公室長及び関係部長を指揮監督する。

第34条の見出し中「、理事」を削り、同条第 1 項及び第 3 項中「理事及び」を削る。

第36条の見出し並びに同条第 1 項及び第 4 項中「及び主幹」を「、主幹及び専門官」に改める。

第38条の 2 中「前 6 条」を「前 7 条」に改める。

第39条中「第34条」を「第33条の 2」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（平成29年 3 月31日揭示済）

天理市長等の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

天理市長等の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則

天理市長等の政治倫理に関する規則（平成23年 3 月天理市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中

「

株式等	事業・譲渡 雑	所得		
上場株式等の配当所得				

」

を

「

一般株式等の	事業・譲渡 雑	所得		
上場株式等の	事業・譲渡 雑	所得		
上場株式等の	利 配	子 当	所得	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月31日 掲示済)

天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市人権センター条例施行規則（平成21年 3 月天理市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条コミュニティ係の項第 4 号中「の管理及び運営」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月31日 掲示済)

天理市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

天理市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天理市犯罪被害者等支援条例（平成29年 3 月天理市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第 1 項本文、第39条第 1 項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（負傷又は疾病であって、医師の診断により全治 1 月以上の加療かつ 3 日以上病院に入院を要したものに限る。ただし、精神の疾病の場合にあつては、3 日以上労務に服することができないものその他市長が特に認めるものに限る。以下同じ。）をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪行為により犯罪被害を受けた者であつて、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたものをいう。

(遺族見舞金の支給対象)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち次項及び第 3 項の規定により第 1 順位遺族となる者（以下「第 1 順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前項に規定する遺族の順位は、同項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 前 3 項の規定により第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、当該第 1 順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為によ

り重傷病を負った犯罪被害者であって当該犯罪行為を受けた時から引き続き市内に住所を有しているもの（犯罪行為を受けた時から引き続き市内に住所を有していないものであって、市長が特別の理由があると認めるものを含む。）とする。

（犯罪被害者等見舞金の支給の制限）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「犯罪被害者等見舞金」という。）を支給しないことができる。

（1） 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間にアからウまでのいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 兄弟姉妹

（2） 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（遺族見舞金の額の調整）

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、条例第7条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

（遺族見舞金の支給申請）

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

（2） 遺族見舞金申請者の住民票の写し

（3） 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

（4） 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

（5） 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

（6） 遺族見舞金申請者が第3条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

（7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（傷害見舞金の支給申請）

第8条 傷害見舞金の支給を受けようとする者（以下「傷害見舞金申請者」という。）は、傷害見舞金支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 重傷病を受けた日、治療に要する期間及び重傷病の状態に関する医師の診断書

（2） 傷害見舞金申請者の住民票の写し

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限）

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

（犯罪被害者等見舞金の支給決定等）

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支

給決定通知書（様式第3号）又は犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（犯罪被害者等見舞金の請求）

第11条 前条第2項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支払を請求しようとするときは、犯罪被害者等見舞金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等）

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額の返還を求めるものとする。

（1） 第5条に規定する犯罪被害者等見舞金の支給の制限に該当し、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

（2） 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定又は犯罪被害者等見舞金の支給を受けたとき。

（3） 前2号に定めるもののほか、この規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（貸付金の貸付けの対象）

第13条 条例第7条第2項に規定する資金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又は犯罪被害者の遺族（第3条第2項第1号又は同項第2号に規定する犯罪被害者の遺族をいう。）であって、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時から引き続き市内に住所を有しているもの（犯罪行為を受けた時から引き続き市内に住所を有していないものであって、市長が特別の理由があると認めるものを含む。）とする。

（1） 犯罪行為が原因で生活費、医療費その他緊急で一時的な資金を必要とする者

（2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていない者

2 同一の犯罪被害につき、既に貸付けを受けた者には、重ねて貸付けを行わないものとする。同一の犯罪被害につき、他に貸付けを受けた者がいるときも同様とする。

（貸付金の貸付けの制限）

第14条 第5条の規定は、貸付金の貸付けの制限に準用する。この場合において、同条中「第1順位遺族」とあるのは、「犯罪被害者の遺族」と読み替えるものとする。

（貸付金の貸付けの条件等）

第15条 貸付金の貸付けは、1万円を単位として行うこととする。

2 貸付金の貸付けに当たっては、無利子及び無担保とし、保証人は、不要とする。

3 貸付金の償還方法は、一括払い又は分割払いとし、償還期限は貸付けの日の属する月の翌月から起算して6月の据置期間経過後50月以内とする。

（貸付金の貸付申請）

第16条 貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付金申請者」という。）は、犯罪被害者等貸付金借入申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 貸付金申請者の住民票の写し

（2） 貸付金申請者が犯罪被害者の遺族である場合、貸付金申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（貸付金の貸付申請の期限）

第17条 貸付金の貸付申請は、当該犯罪行為による死亡又は重傷病が発生した日から6月を経過したときは、することができない。

（貸付金の貸付けの決定等）

第18条 市長は、第16条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに貸付金の貸付けの適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、犯罪被害者等貸付金貸付承認決定通知書（様式第8号）又は犯罪被害者等貸付金貸付不承認決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(貸付金の貸付けの実施)

第19条 前条の規定による決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、市長が指定する期限までに犯罪被害者等貸付金借用書（様式第10号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の借用書の提出があったときに、資金の貸付けを行うものとする。

(貸付金の償還方法)

第20条 借受者は、借用のときに定める償還方法に従い償還しなければならない。

(貸付金の償還方法の変更)

第21条 借受者は、償還方法を変更しようとするときは、犯罪被害者等貸付金償還方法変更申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更の適否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、犯罪被害者等貸付金償還方法変更承認決定通知書（様式第12号）又は犯罪被害者等貸付金償還方法変更不承認決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(貸付金の貸付決定の取消し等)

第22条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付金の貸付けの決定を取り消し、又は既に貸付けを行った貸付金の返還を求めるものとする。

(1) 第13条に規定する貸付金の貸付けの対象に該当しなくなったとき。

(2) 第14条において読み替えて準用する第5条に規定する貸付金の貸付けの制限に該当し、貸付金の貸付けの決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により貸付金の貸付けの決定又は貸付金の貸付けを受けたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、この規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により貸付金の貸付けの決定を取り消したときは、犯罪被害者等貸付金貸付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(報告等)

第23条 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、受給者及び借受者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、前項の照会を警察に対して行うときは、必要に応じて奈良県警察本部犯罪被害者支援担当部局と調整の上、照会書（様式第15号）により行うものとする。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

(天理市人権センター条例施行規則の一部改正)

3 天理市人権センター条例施行規則（平成21年3月天理市規則第2号）の一部を次のように改正する。
第3条人権啓発係の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 犯罪被害者等の支援に関すること。

様式第1号（第7条関係）

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

犯罪被害者との続柄

天理市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃	
犯罪の行われた場所			
犯罪被害者	フリガナ 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
	犯罪行為の行われた 当 時 の 住 所		
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
犯罪被害の発生状況			
加害者氏名及び犯罪被害者 又は第1順位の遺族との親 族 関 係 の 有 無		有 () ・ 無	
死亡前の傷害見舞金の支給 の 有 無		有 ・ 無	
取扱警察署及び受理番号等		警察署 年 月 日 第 号	
他の第 1 順位 の遺族	氏 名	犯罪被害者との続柄	住 所

(同意確認事項)

- (1) 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、天理市長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- (2) この申請において第1順位遺族が複数人いるとき、又は遺族見舞金の支給決定を受けた後に他にこの見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決いたします。

氏 名

印

様式第2号（第8条関係）

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

天理市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午前・午後 時頃
犯罪行為の行われた場所	
犯 罪 被 害 者	フ リ ガ ナ 氏 名
生 年 月 日	年 月 日生
犯罪行為の行われた 当 時 の 住 所	
犯 罪 被 害 の 発 生 状 況	
加害者氏名及び犯罪被害者 との親族関係の有無	有（ ）・無
負傷又は疾病の状態	別添診断書のとおり
取扱警察署及び受理番号等	警察署 年 月 日 第 号

(状況調査に係る同意確認事項)

犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、天理市長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。

氏 名

㊞

様式第 3 号（第10条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金
（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記のとおり支給することに決定し
ましたので通知します。

記

見舞金の額

円

様式第4号（第10条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付で支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第11条関係）

犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

天理市長 様

請求者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

天理市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条の規定により、次のとおり犯罪被害者等見舞金の支給を請求します。

請 求 金 額	円
見 舞 金 支 給 決 定 通 知 書 の 番 号 等	年 月 日付け天 第 号
見 舞 金 の 種 類	遺族見舞金 ・ 傷害見舞金
見舞金の 振込先	金融機関名
	支 店 名
	預金種別 普通 ・ 当座
	口座番号
	フリカナ 口座名義人

様式第 6 号（第12条関係）

犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付け天 第 号で支給決定しました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第16条関係）

犯罪被害者等貸付金借入申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

犯罪被害者との続柄

天理市犯罪被害者等支援条例施行規則第16条の規定により、犯罪被害者等貸付金を借りたいので、次のとおり申請します。

申 込 金 額	円	借 入 理 由	
希望償還方法	一括払い・分割払い（ ）		
犯 罪 被 害 者	住 所		
	フリカナ氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃	
犯 罪 行 為 の 発 生 状 況			
加害者氏名及び犯罪被害者との親族関係の有無		有（ ）・無	
取扱警察署及び受理番号等		年 月 日 第 警察署号	
世帯の状況	氏 名	続 柄	生年月日

（状況調査に係る同意確認事項）

- （1） 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、天理市長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- （2） 他に貸付金を受ける対象になりうる遺族がいる場合の調整は、私の責任において行います。

氏名

印

様式第 8 号（第18条関係）

犯罪被害者等貸付金貸付承認決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等貸付金については、
下記のとおり貸付けすることに決定したので通知します。

記

1 貸付金額 円

2 償還方法

（1）一括払い

（2）分割払い

6 か月据置

月均等割賦償還

償還の始期 年 月 日

償還の終期 年 月 日

毎月の償還金額 円

（最終月の償還金額 円）

3 犯罪被害者等貸付金借用書の提出期限

年 月 日

様式第 9 号（第18条関係）

犯罪被害者等貸付金貸付不承認決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等貸付金については、
下記の理由により貸付けしないことに決定したので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第19条関係）

犯罪被害者等貸付金借用書

年 月 日

天理市長 様

借受者 住 所

氏 名

⑩

電話番号

次のとおり借用いたします。

つきましては、天理市犯罪被害者等支援条例施行規則に定めるところにより、
相違なく償還します。

借 入 金 額	円	
借 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
貸付金の振込先	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	フリガナ 口座名義人	
償 還 方 法	☐ 一括払い ☐ 分割払い	
	6 か月据置	
	月均等割賦償還	
	償還の始期	年 月 日
	償還の終期	年 月 日
	毎月の償還金額	円
	(最終月の償還金額	円)

様式第11号（第21条関係）

犯罪被害者等貸付金償還方法変更申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

天理市犯罪被害者等支援条例施行規則第21条第1項の規定により、犯罪被害者等貸付金の償還方法について、次のとおり変更を申請します。

借 受 者 氏 名	
借 入 金 額	円
既 償 還 額	年 月 日から 年 月 日まで 回 合計 円
未 償 還 額	円
変 更 希 望 償 還 方 法	☐ 一括払い ☐ 分割払い 6 か月据置 月均等割賦償還 年 月 日から 年 月 日まで 毎月の償還金額 円 (最終月の償還金額 円) ☐ その他の方法 ()
申 請 理 由	

様式第12号（第21条関係）

犯罪被害者等貸付金償還方法変更承認決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等貸付金の償還方法
の変更について、下記のとおり変更を決定しましたので通知します。

記

変更後の償還方法

- ☐ 一括払い
☐ 分割払い

年 月 日から 年 月 日まで
毎月 円ずつ 回払い
(最終月の償還金額 円)

様式第13号（第21条関係）

犯罪被害者等貸付金償還方法変更不承認決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等貸付金の償還方法
の変更については、下記の理由により承認しないことに決定しましたので通知
します。

記

理由

様式第14号（第22条関係）

犯罪被害者等貸付金貸付決定取消通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付け天 第 号で貸付決定しました犯罪被害者等貸付金については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号（第23条関係）

照 会 書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



本市におきましては、天理市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等のための施策を実施しております。

同条例に係る支援施策について下記の申請を受理し、支援を行うため必要がありますので、下記の内容について調査の上、警察における取扱事実の有無及び被害の程度について、御回答願います。

記

- 1 申請に係る施策の種別
- 2 申請受理年月日
- 3 申請者
- 4 犯罪被害者
- 5 取扱警察署及び受理番号
- 6 添付資料
申請書の写し
照会に関する同意書の写し
- 7 その他

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第11号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 2 号」に、「里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）」に、「同条第 2 項」を「同条第 1 号」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第16号

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年 3 月天理市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 の見出し中「第 2 条の 2 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号イ」に改め、同条中「第 2 条の 2 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号イ」に、「親である配偶者（）」を「親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（）」に改める。

第 3 条中「第 3 条第 4 号」を「第 3 条第 5 号」に改める。

第 4 条中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 8 号」に、「第 2 条の 2 第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に改める。

第12条中「第11条第 5 号」を「第11条第 6 号」に改める。

様式第 1 号中「第 3 条第 4 号又は第11条第 5 号」を「第 3 条第 5 号又は第11条第 6 号」に改める。

様式第 2 号中「続柄」を「続柄等」に、「1 歳 6 箇月」を「1 歳 6 か月」に、「続柄及び生年月日を」を「続柄等（当該子が育児休業法第 2 条第 1 項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。）及び生年月日を」に、「1 歳 2 箇月」を「1 歳 2 か月」に、「第 2 条の 2 第 2 号」を「第 2 条の 3 第 2 号」に、「レ印を記入すること」を「レ印を記入すること。」に改める。

様式第 3 号中

- 「☐ 育児休業等に係る子が死亡した。
☐ 育児休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む）。
☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。」

を

- 「☐ 育児休業等に係る子が死亡した。
☐ 育児休業等に係る子と離縁した。
☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
☐ 育児休業等に係る子についての民法第817条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終

了した。

□ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。」

に改める。

様式第4号及び様式第5号中「続柄」を「続柄等」に、「続柄及び生年月日を」を「続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。）及び生年月日を」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第17号

家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例施行規則（平成13年3月天理市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例第2条第5号の」の次に「その他」を加え、「であって職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第18号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、「71,000円」を「75,000円」とあるのは「67,000円」と、「71,000円」に改める。

別表第1市長の事務部局の項中

「

公室長 部長 理事 参与 事務局長	71,000円
-------------------------------	---------

」を「

理事	75,000円
公室長 部長 参与 事務局長	71,000円

」に

改め、同表教育委員会の項中

「

局長	71,000円
----	---------

」を「

局長 参与	71,000円
----------	---------

」に

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

平成29年 4 月10日 月曜日

天理市公報

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

市長公室人事課	課長	市長公室人事課	(現) 人事厚生係長 及び係員
---------	----	---------	--------------------

」

を

「

市長公室人事課	課長	市長公室人事課	(現) 人事厚生係長 及び係員
市長公室総合政策 課 コフフンにぎわ いづくり推進室	担当課 長	市長公室総合政策課コフ フンにぎわいづくり推進 室	(現) コフフンにぎ わいづくり推進 係長及び係員

」

に、

「

健康福祉部介護福 祉課	課長	健康福祉部介護福祉課	(現) 給付係長及び 係員
		健康福祉部介護福祉課地 域包括ケア推進室	(現) 地域包括ケア 推進係長

」

を

「

健康福祉部介護福 祉課	課長	健康福祉部介護福祉課	(現) 給付係長及び 係員
健康福祉部介護福 祉課地域包括ケア 推進室	担当課 長	健康福祉部介護福祉課地 域包括ケア推進室	(現) 地域包括ケア 推進係長

」

に、

「

建設部監理課	課長
--------	----

を

建設部監理課	課長 地籍調査係担 当課長
--------	---------------------

に、

「

建設部まちづくり 事業課	課長	建設部まちづくり事業課	(物) 街路公園係長
建設部まちづくり 事業課区画整理推 進室	担当課 長	建設部まちづくり事業課 区画整理推進室	(現) (物) 区画整 理係長

」

を

「

建設部まちづくり事業課	課長	建設部まちづくり事業課	(物) 街路公園係長
		建設部まちづくり事業課 区画整理推進室	(現) (物) 区画整理係長

」

に改める。

別表第2中

「

人事課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 人事厚生係長 及び係員
------	-------------	--------------------

」

を

「

人事課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 人事厚生係長 及び係員
総合政策課コフフンにぎわいづくり推進室担当課長	天理駅前広場の使用料の収納	(現) コフフンにぎわいづくり推進係長及び係員

」

に、

「

介護福祉課長	老人福祉法に基づく措置費用の収納	(現) 地域包括ケア推進係長
	所管に係る徴収金の収納	(現) 地域包括ケア推進係長 (現) 給付係長
	介護保険料及びその附帯金の収納	(現) 給付係長及び係員

」

を

「

介護福祉課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 給付係長
	介護保険料及びその附帯金の収納	(現) 給付係長及び係員
介護福祉課地域包括ケア推進室担当課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 地域包括ケア推進係長
	老人福祉法に基づく措置費用の収納	(現) 地域包括ケア推進係長

」

に、

「

監理課長	道路占用料、法定外公共物占用料並びに所管に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 管理係長及び係員
	地籍調査の成果の写しの交付及び証明に係る手数料の収納	(現) 地籍調査係長及び係員

」

を

「

監理課長	道路占用料、法定外公共物占用料並びに所管に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 管理係長及び係員
監理課地籍調査係担当課長	地籍調査の成果の写しの交付及び証明に係る手数料の収納	(現) 地籍調査係長及び係員

に、
「

まちづくり事業課長	所管に係る工事用原材料の出納及び保管	(物) 街路公園係長
まちづくり事業課 区画整理推進室担当課長	所管に係る工事用原材料の出納及び保管	(物) 区画整理係長
	保留地処分金等の出納	(現) 区画整理係長
	行政財産使用料の収納	

を
「

まちづくり事業課長	所管に係る工事用原材料の出納及び保管	(物) 街路公園係長及び区画整理係長
	保留地処分金等の出納	(現) 区画整理係長
	行政財産使用料の収納	

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成25年 3 月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「104,950円」を「105,130円」に、「57,030円」を「57,110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,570円」に、「28,520円」を「28,560円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、平成29年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第21号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

天理市保育の利用に関する規則（平成27年 3 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 5 項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 5 保護者等の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の保育料を無料とし、保護者等の属する世帯の階層が C 1 階層から C 5 階層までに認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の 3 歳以上児の保育料を 6, 000 円とし、3 歳未満児の保育料を 9, 000 円とする。

別表第 1 備考第 7 項中「B 階層」の次に「と認定された世帯（備考第 5 項の各号のいずれかに該当する世帯を除く。）である場合には、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に 2 人目以降は無料とし、保護者等の属する世帯の階層が C 1 階層」を加える。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（平成29年 3 月31日 掲示済）

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則（平成27年 3 月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3, 000円 (1, 500円)

」を「

3, 000円 (0 円)

」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

訓令甲

（平成29年 3 月31日 掲示済）

天理市訓令甲第 1 号

天理市職員私有自動車公務使用規程（平成24年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 2 条第 1 号中「保育所」を「地域包括ケア広場、保育所、やまだこども園」に改める。

第 5 条第 2 項中「限り」を「おいて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、福住公民館若しくは山田公民館又はやまだこども園に勤務する職員が私有自動車を公務のため使用しようとする場合において、任命権者が別に定める事由に該当する場合は、出張命令権者は、これを許可することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（平成29年 3 月31日 掲示済）

天理市訓令甲第 2 号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 備考中「及び文化振興課」を「、特定の係及び文化振興課」に、「及び文化センター等事務」を

「、係及び文化センター等事務」に改める。

別表2 総合政策課の項を次のように改める。

総合政策課	広域行政（他課に属するものを除く。）の調査及び研究	広域行政（他課に属するものを除く。）の調査及び研究にすること。	
	総合教育会議	総合教育会議にすること。	
	行政改革	行政改革に係る調査、企画及び実施にすること。	行政改革に係る軽易な調査及び研究にすること。
	事務改善	事務改善の調査及び企画にすること。	
総合政策課企画政策係	総合調整	各行政部門の総合調整及び関係機関との連絡調整にすること。	
	特命事項の調整及び立案	特命事項の調整及び立案にすること。	
	交通対策	交通対策の企画にすること。	交通対策に係る関係機関等との連絡調整にすること。
	コミュニティバス	コミュニティバスの運行にすること。	コミュニティバスに係る調査及び研究にすること。
総合政策課コフフンにぎわいづくり推進室	天理駅前広場の事業の企画及び推進	天理駅前広場の事業の企画及び推進にすること。	
	天理駅前広場の事業の調査及び研究		天理駅前広場の事業の調査及び研究にすること。
	天理駅前広場の使用許可		天理駅前広場の使用許可にすること。
	天理駅前広場の使用料の減免	天理駅前広場の使用料の減免にすること。	

別表2 防災課の項中

「

消防団	消防団の重要事項 に関する事	消防団 に関する こと。
-----	-------------------	-----------------

を

「

広域消防		奈良県広域消防組 合に関する事
消防団		消防団 に関する こと。

に改め、

」

同表介護福祉課の項を次のように改める。

介護福祉課	介護保険事業計画	介護保険事業 計画に関する事 こと。	
	介護保険の資格の 得喪等		介護保険第1 号被保険者の資 格得喪の認定に 関すること。 介護保険被保 険者証の交付、 更新及び資格証 明 に関する事 こと。
	介護保険料の賦課 及び徴収	介護保険料の 賦課及び減免並 びに調定に關す ること。 介護保険料そ の他徴収金の徴 収猶予、納期限 の延長及び繰上 徴収に關するこ と。 介護保険料そ の他徴収金の滞 納処分の決定及 び停止に關する こと。 介護保険料の 還付命令に關す ること。	介護保険料の 保険料額の決定 及び更正並びに 納付証明等に關 すること。 介護保険料そ の他徴収金の督 促状その他徴収 に係る書類の送 達及び公示送達 に關すること。 介護保険料の 過誤納金の還付 及び充當の通知 に關すること。
	介護保険事業の負 担金等の申請	介護保険事業 の負担金、補助 金、交付金等の 申請に關するこ と。	

	要介護・要支援認定等	要介護・要支援認定の決定及び取消しに関すること。	要介護・要支援認定のための基本調査等の実施に関すること。
	介護保険の給付	介護サービス等諸費及び高額介護サービス費の給付制限に関すること。 給付に係る一部負担金等の減免に関すること。	介護サービス等諸費及び高額介護サービス費の給付の決定及び給付実績の管理に関すること。 給付の適正化に関すること。
	保健福祉事業等	保健福祉事業等の企画決定に関すること。	保健福祉事業等の調査及び研究に関すること。
介護福祉課地域包括ケア推進室	高齢化対策	高齢化対策の企画決定に関すること。	高齢化対策の調査及び研究に関すること。
	福祉の措置	福祉の措置の決定及び解除に関すること。 措置費用の徴収に関すること。	
	多世代交流広場の使用等の許可		多世代交流広場の使用等の許可に関すること。

別表 2 監理課の項を次のように改める。

監理課	道路占用許可		道路占用の許可に関すること。
	道路占用料の減免	道路占用料の減免に関すること（国又は地方公共団体その他公共団体（以下この表において「国等」という。）を除く。）。)	道路占用料の減免に関すること（国等に限る。）。)
	法定外公共物占用許可		法定外公共物占用等の許可に関すること。

	法定外公共物占用料の減免	法定外公共物占用料の減免に関すること（国等を除く。）。	法定外公共物占用料の減免に関すること（国等に限る。）。
	道路交通法に基づく申請		工事の施行に伴う道路交通法に基づく申請に関すること。
	境界明示		道路及び橋梁の境界明示に関すること。
監理課 地籍調査係	地籍調査	地籍調査事業の計画及び実施に関すること。	地籍調査事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
	証明書の発行		地籍調査事業に伴う証明書の発行に関すること。

別表2 まちづくり事業課工務係の項及びまちづくり事業課区画整理推進室の項を削り、同表まちづくり事業課の項を次のように改める。

まちづくり事業課	街路・公園事業の調査及び設計	街路・公園事業の調査及び設計に関すること。	
	工事の指導及び監督		工事の指導及び監督に関すること。
	道路交通法に基づく申請		工事の施工に伴う道路交通法に基づく申請に関すること。
	天理駅周辺整備事業の設計	天理駅周辺整備事業の設計に関すること。	
	天理駅周辺整備事業に係る工事の指導及び監督		天理駅周辺整備事業に係る工事の指導及び監督に関すること。
	(仮称)奈良県国際芸術家村の周辺整備事業の施行及び工事監督		(仮称)奈良県国際芸術家村の周辺整備事業の施行及び工事監督に関すること。
	土地区画整理事業	土地区画整理事業の立案、実施及び許可に関すること。	土地区画整理事業の実施設計に関すること。

天理市公報

工事の指導及び監督		工事の指導及び監督に関する こと。
証明書の発行		土地区画整理事業に伴う証明書の発行に関する こと。
行政財産使用許可		行政財産使用の許可に関する こと。
行政財産使用料の減免	行政財産使用料の減免に関する こと（国等を除く。）。	行政財産使用料の減免に関する こと（国等に限る。）。

附 則

(平成29年3月31日揭示済)

天理市総合計画策定会議規程（昭和53年12月天理市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

天理市長 並 河 健

附 則

(平成29年3月31日揭示済)

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年3月天理市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

天理市長 並 河 健

附 則

告 示

(平成29年3月6日揭示済)

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

天理市長 並 河 健

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年 3 月 6 日 揭示済)

天理市告示第112号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 3 月 6 日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

（注意） 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年 3 月 6 日 揭示済)

天理市告示第113号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月 6 日から平成29年 5 月 7 日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年 3 月 6 日 揭示済)

天理市告示第114号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月 6 日
- 3 移動対象区域

天理市田井庄町5 5 5番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 3 月 6 日から平成29年 5 月 7 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 3 月 7 日揭示済)

天理市告示第1 1 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月 7 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 3 月 7 日

3 移動対象区域

天理市田井庄町6 3 0番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 3 月 7 日から平成29年 5 月 8 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 3 月 7 日揭示済)

天理市告示第1 1 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月 7 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年 3 月 7 日

3 移動対象区域

近鉄・ J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 3 月 7 日から平成29年 5 月 8 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 3 月 9 日揭示済)

天理市告示第117号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月 9 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月 9 日から平成29年 5 月10日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 3 月 9 日揭示済)

天理市告示第118号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月 9 日
- 3 移動対象区域
天理市丹波市町162番地 5 先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月 9 日から平成29年 5 月10日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 3 月 9 日揭示済)

天理市告示第119号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成29年 3 月 9 日
 - 3 移動対象区域
天理市杉本町403番地 3 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月 9 日から平成29年 5 月10日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月10日揭示済)

天理市告示第120号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月10日から平成29年 5 月11日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月13日揭示済)

天理市告示第121号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月13日
- 3 移動対象区域
天理市新泉町462番地 6 先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成29年 3 月13日から平成29年 5 月14日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月13日揭示済)

天理市告示第122号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成29年 3 月13日から平成29年 5 月14日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年 3 月14日揭示済)

天理市告示第123号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成29年 3 月14日から平成29年 5 月15日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年 3 月14日揭示済)

天理市告示第124号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同

条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月14日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町5 5 5番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月14日から平成29年 5 月15日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月15日揭示済)

天理市告示第1 2 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月15日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町6 9 0番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月15日から平成29年 5 月16日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月15日揭示済)

天理市告示第1 2 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月15日
- 3 移動対象区域

天理市石上町5 6 8番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 3 月15日から平成29年 5 月16日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 3 月16日揭示済)

天理市告示第1 2 7号

平成29年 3 月16日付で議決のあった平成28年度天理市一般会計補正予算（第 5 号）等の要領は、次のとおりである。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

平成28年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成28年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ251,759千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,481,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		千円 153,149	千円 1,437	千円 154,586
	1 地方揮発油譲与税	41,682	7,788	49,470
	2 自動車重量譲与税	111,467	△6,351	105,116
4 配当割交付金		99,000	△48,821	50,179
	1 配当割交付金	99,000	△48,821	50,179
5 株式等譲渡所得割交付金		71,400	△45,320	26,080
	1 株式等譲渡所得割交付金	71,400	△45,320	26,080
6 地方消費税交付金		1,141,300	△53,976	1,087,324
	1 地方消費税交付金	1,141,300	△53,976	1,087,324

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 4,309,745	千円 △267,058	千円 4,042,687
	1 国庫負担金	3,121,264	△33,120	3,088,144
	2 国庫補助金	1,148,867	△233,938	914,929
15 県支出金		1,854,388	△45,746	1,808,642
	1 県負担金	1,204,187	△8,939	1,195,248
	2 県補助金	517,365	△33,975	483,390
	3 委託金	132,836	△2,832	130,004
16 財産収入		409,151	7,819	416,970
	2 財産売払収入	334,464	7,819	342,283
18 繰入金		917,784	△29,687	888,097
	1 基金繰入金	905,883	△38,387	867,496

	2 特別会計繰入金	11,901	8,700	20,601
19 繰越金		358,356	105,193	463,549
	1 繰越金	358,356	105,193	463,549
21 市債		2,179,300	124,400	2,303,700
	1 市債	2,179,300	124,400	2,303,700
歳 入 合 計		26,733,285	△251,759	26,481,526

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,212,381	千円 95,280	千円 3,307,661
	1 総務管理費	2,630,263	104,138	2,734,401
	3 戸籍住民基本台帳費	199,767	△6,646	193,121
	4 選挙費	49,842	△2,212	47,630
3 民生費		10,541,691	△73,204	10,468,487
	1 社会福祉費	4,894,103	△9,406	4,884,697
	2 児童福祉費	4,408,691	△63,798	4,344,893
6 農林費		345,455	△19,428	326,027
	1 農業費	325,603	△19,428	306,175
8 土木費		4,184,665	△425,928	3,758,737

	2 道路橋りょう費	575,803	△173,551	402,252
	3 河川費	56,026	△15,800	40,226
	4 都市計画費	3,298,790	△235,236	3,063,554
	5 住宅費	115,842	△1,341	114,501
10 教育費		2,623,912	202,232	2,826,144
	1 教育総務費	374,540	△20,202	354,338
	2 小学校費	870,489	222,434	1,092,923
12 公債費		2,671,937	△30,711	2,641,226
	1 公債費	2,671,937	△30,711	2,641,226
歳 出 合 計		26,733,285	△251,759	26,481,526

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
学 童 保 育 所 運 営 管 理 事 業	平成29年度から平成30年度まで	11,607 千円

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	財 産 区 財 産 管 理 事 業	46,190 千円
		地 域 経 済 循 環 創 造 交 付 金 事 業	40,000
		公 有 財 産 維 持 管 理 事 業	2,686
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 事 業	5,126
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業	202,703
	2 児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 総 務 事 業	702
5 労 働 費	1 労 働 諸 費	地 域 の 人 事 部 戦 略 策 定 事 業	18,000
6 農 林 費	1 農 業 費	諸 土 地 改 良 事 業	9,072
	2 林 業 費	林 業 振 興 事 業	303
7 商 工 費	1 商 工 費	企 業 支 援 事 業	13,932
		地 方 創 生 推 進 交 付 金 事 業	6,600

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	道 路 修 繕 事 業	37,956
		道 路 新 設 改 良 事 業	74,923
	3 河 川 費	河 川 改 修 事 業	16,828
	4 都 市 計 画 費	都 市 計 画 街 路 事 業	97,300
		公 園 施 設 整 備 事 業	55,131
		天 理 駅 前 広 場 等 整 備 事 業	20,000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	5,994
		山 の 辺 小 学 校 建 設 事 業	222,434
	5 社 会 教 育 費	ノ ム ギ 古 墳 整 備 事 業	9,428

第 4 表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道 路 整 備 事 業	千円 125,000	証 書 借 入 れ 又 は 証 券 発 行	年 5 . 0 % 以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 場 合 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	政 府 資 金 に つ い て は そ の 融 資 条 件 に よ り、銀 行 そ の 他 の 場 合 に は そ の 債 権 者 と 協 定 す る も の と す る。 た だ し、市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、又 は 繰 上 償 還 も し く は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。	千円 59,000	補正前に同じ		
都 市 計 画 街 路 事 業	125,500				49,100			
都 市 計 画 公 園 事 業	28,500				24,400			
小 学 校 整 備 事 業	225,300				395,800			
退 職 手 当 債	162,800				263,200			

平成 2 8 年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 7 , 9 2 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 8 2 4 , 9 0 3 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,981,941	千円 △6,147	千円 1,975,794
	1 国庫負担金	1,411,796	△6,147	1,405,649
4 療養給付費交付金		196,306	△58,810	137,496
	1 療養給付費交付金	196,306	△58,810	137,496
6 県支出金		388,235	△6,147	382,088
	1 県負担金	64,933	△6,147	58,786
9 繰入金		672,114	53,178	725,292
	1 他会計繰入金	672,114	53,178	725,292
歳 入 合 計		7,842,829	△17,926	7,824,903

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 4,456,689	千円 △1,074	千円 4,455,615
	1 療養諸費	3,866,329	△1,074	3,865,255
7 共同事業拠出金		1,814,857	△16,852	1,798,005
	1 共同事業拠出金	1,814,857	△16,852	1,798,005
歳 出 合 計		7,842,829	△17,926	7,824,903

平成28年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,975,759千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 677,637	千円 817	千円 678,454
	1 他会計繰入金	677,637	817	678,454
歳 入 合 計		4,974,942	817	4,975,759

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		千円 54,308	千円 817	千円 55,125
	3 介護認定審査会費	40,030	817	40,847
歳 出 合 計		4,974,942	817	4,975,759

平成28年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成28年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,666千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 192,154	千円 △5,666	千円 186,488
	1 他会計繰入金	192,154	△5,666	186,488
歳 入 合 計		705,986	△5,666	700,320

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 673,908	千円 △5,666	千円 668,242
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	673,908	△5,666	668,242
歳 出 合 計		705,986	△5,666	700,320

平成28年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 1,341	千円 △1,341	千円 0
	1 他会計繰入金	1,341	△1,341	0
2 繰越金		1,000	2,746	3,746
	1 繰越金	1,000	2,746	3,746
3 諸収入		9,959	7,295	17,254
	1 雑入	9,959	7,295	17,254
歳 入 合 計		12,300	8,700	21,000

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 諸支出金		千円 0	千円 8,700	千円 8,700
	1 繰出金	0	8,700	8,700
歳 出 合 計		12,300	8,700	21,000

平成 2 8 年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1, 0 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 6, 1 1 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 28,765	千円 △9,009	千円 19,756
	1 国庫補助金	28,765	△9,009	19,756
3 保留地処分金		34,973	2,639	37,612
	1 保留地処分金	34,973	2,639	37,612
4 繰入金		186,130	△28,188	157,942
	1 他会計繰入金	186,130	△28,188	157,942
5 繰越金		100	72,773	72,873
	1 繰越金	100	72,773	72,873
7 市債		45,100	△17,200	27,900

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	千円 45,100	千円 △17,200	千円 27,900
歳入合計		295,100	21,015	316,115

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		千円 268,916	千円 21,015	千円 289,931
	1 土地区画整理事業費	268,916	21,015	289,931
歳 出 合 計		295,100	21,015	316,115

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	千円 102,924

第3表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
区 画 整 理 事 業	千円 45,100	証書借入れ 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金に ついてはその 融資条件 により、銀行 その他の 場合にはその 債権者と 協定するもの とする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。	千円 27,900	補正前に同じ		

平成28年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成28年度天理市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度天理市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,275,282千円	△30,800千円	2,244,482千円
第1項 営業収益	2,129,446千円	△30,800千円	2,098,646千円

平成28年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

収	入			
款	項	目	予定額(千円)	備考(千円)
1 水道事業収益			△ 30,800	既決予定額 2,275,282
				計 2,244,482
	1 営業収益		△ 30,800	既決予定額 2,129,446
				計 2,098,646
		3 その他営業収益	△ 30,800	既決予定額 33,879
				4 負担金 △ 30,800
				計 3,079

平成28年度天理市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	63,598
減価償却費	637,183
賞与引当金の増減額 (△は減少)	407
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△19,129
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△62,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	678
長期前受金戻入額	△135,501
受取利息	△4,131
支払利息	91,644
固定資産除却費	21,307
固定資産売却損	100
未収金の増減額 (△は増加)	27,187
未払金の増減額 (△は減少)	△75,264
貯蔵品の増減額 (△は増加)	54
前払費用の増減額 (△は増加)	1
前受金の増減額 (△は減少)	△54
小計	546,080
利息の受取額	4,131
利息の支払額	△91,644
業務活動によるキャッシュ・フロー	458,567

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△555,483
有形固定資産の売却による収入	10
定期預金預け入れによる支出	△400,000
定期預金払い戻しによる収入	400,000
補助金、負担金等による収入	79,415
投資活動によるキャッシュ・フロー	△476,058

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△301,581
リース債務の返済による支出	△129
他会計からの出資による収入	13,181
財務活動によるキャッシュ・フロー	△288,529

資金減少額	306,020
資金期首残高	2,369,734
資金期末残高	2,063,714

平成28年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成29年 3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		523,431	
ロ 建物	1,398,561		
減価償却累計額	<u>△575,303</u>	823,258	
ハ 構築物	22,395,325		
減価償却累計額	<u>△11,164,513</u>	11,230,812	
ニ 機械及び装置	3,918,786		
減価償却累計額	<u>△3,352,085</u>	566,701	
ホ 車両及び運搬具	31,243		
減価償却累計額	<u>△23,176</u>	8,067	
ヘ 工具、器具及び備品	74,447		
減価償却累計額	<u>△59,041</u>	15,406	
ト 量水器	78,929		
減価償却累計額	<u>△38,067</u>	40,862	
チ リース資産	1,488		
減価償却累計額	<u>△1,414</u>	74	
リ 建設仮勘定		<u>12,085</u>	
有形固定資産合計			13,220,696

(2) 投 資

イ その他投資	900,000		
投資合計		<u>900,000</u>	
固定資産合計			14,120,696

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		2,063,714	
(2) 未収金	246,670		
貸倒引当金	<u>△ 16,610</u>	230,060	
(3) 貯蔵品		6,446	
(4) 前払費用		<u>1</u>	
流動資産合計			<u>2,300,221</u>
資産合計			<u><u>16,420,917</u></u>

負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充て てゐるための企業債	2,365,838		
企業債合計		2,365,838	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	395,976		
ロ 修繕引当金	329,216		
引当金合計		725,192	
固定負債合計			3,091,030
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充 てゐるための企業債	304,514		
企業債合計		304,514	
(2) 未 払 金		131,456	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	19,707		
引当金合計		19,707	
(4) その他流動負債			
イ 預 り 金	154,681		
その他流動負債合計		154,681	
流動負債合計			610,358
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		2,874,414	
(2) 長 期 前 受 金			
収益化累計額		△ 401,476	
繰延収益合計			2,472,938
負債合計			6,174,326
資 本 の 部			
6 資 本 金			
(1) 資 本 金			
イ 固 有 資 本 金	17,670		
ロ 出 資 金	3,266,792		
ハ 組 入 資 本 金	5,684,969		
資本金合計		8,969,431	
資本金合計			8,969,431
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受贈財産評価額	5,314		
ロ 工 事 負 担 金	305,498		
ハ 分 担 金	46,256		
ニ 寄 附 金	487,032		
資本剰余金合計		844,100	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	81,062		
ロ 利 益 剰 余 金	351,998		
利益剰余金合計		433,060	
剰余金合計			1,277,160
資本合計			10,246,591
負債資本合計			16,420,917

(平成29年 3 月16日 揭示済)

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月16日から平成29年 5 月17日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月17日 揭示済)

天理市告示第129号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月17日から平成29年 5 月18日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月21日 揭示済)

天理市告示第130号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成29年 3 月21日

- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月21日から平成29年 5 月22日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月22日揭示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月22日から平成29年 5 月23日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月23日揭示済)

天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月23日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月23日から平成29年 5 月24日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年 3 月23日 揭示済)

天理市告示第133号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月23日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 3 月23日

3 移動対象区域

天理市岩室町178番地1 先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 3 月23日から平成29年 5 月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 3 月24日 揭示済)

天理市告示第134号

平成29年 3 月16日付で議決のあった平成29年度天理市一般会計予算、平成29年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成29年度天理市介護保険特別会計予算、平成29年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成29年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成29年度天理市土地区画整理事業特別会計予算、平成29年度天理市水道事業会計予算及び平成29年度天理市下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成29年 3 月24日

天理市長 並 河 健

平成29年度天理市一般会計予算

平成29年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,940,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 市税		7,370,809 千円
	1 市民税	2,944,965
	2 固定資産税	3,356,525
	3 軽自動車税	154,521
	4 市たばこ税	401,321
	5 都市計画税	513,477
2 地方譲与税		151,611
	1 地方揮発油譲与税	49,123
	2 自動車重量譲与税	102,488

款	項	金 額
3 利子割交付金		11,900 千円
	1 利子割交付金	11,900
4 配当割交付金		48,600
	1 配当割交付金	48,600
5 株式等譲渡所得割交付金		26,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,000
6 地方消費税交付金		1,075,200
	1 地方消費税交付金	1,075,200
7 ゴルフ場利用税交付金		47,600
	1 ゴルフ場利用税交付金	47,600
8 自動車取得税交付金		47,600

	1 自動車取得税交付金	47,600
9 地方特例交付金		36,200
	1 地方特例交付金	36,200
10 地方交付税		5,555,011
	1 地方交付税	5,555,011
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		306,040
	1 分担金	4,811
	2 負担金	301,229
13 使用料及び手数料		362,801
	1 使用料	189,283

款	項	金 額
	2 手数料	173,518 千円
14 国庫支出金		3,667,764
	1 国庫負担金	3,037,312
	2 国庫補助金	610,383
	3 委託金	20,069
15 県支出金		1,770,884
	1 県負担金	1,148,950
	2 県補助金	518,449
	3 委託金	103,485
16 財産収入		105,077
	1 財産運用収入	56,242

	2 財産売却収入	48,835
17 寄附金		930,000
	1 寄附金	930,000
18 繰入金		969,471
	1 基金繰入金	969,471
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		470,332
	1 延滞金加算金及び過料	16,800
	2 市預金利子	41
	3 貸付金元利収入	9,930
	4 受託事業収入	128,876

款	項	金 額
	5 雑入	314,685 千円
21 市債		1,777,100
	1 市債	1,777,100
歳 入 合 計		24,940,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		274,635 千円
	1 議会費	274,635
2 総務費		2,821,580
	1 総務管理費	2,280,352
	2 徴税費	282,677
	3 戸籍住民基本台帳費	159,352
	4 選挙費	63,282
	5 統計調査費	9,213
	6 監査委員費	26,704
3 民生費		9,932,765

款	項	金 額
	1 社会福祉費	4,422,531 千円
	2 児童福祉費	4,286,315
	3 生活保護費	1,223,468
	4 災害救助費	451
4 衛生費		1,750,372
	1 保健衛生費	720,383
	2 清掃費	1,029,989
5 労働費		65,987
	1 労働諸費	65,987
6 農林費		343,644
	1 農業費	322,648

	2 林業費	20,996
7 商工費		434,246
	1 商工費	434,246
8 土木費		3,361,928
	1 土木管理費	141,963
	2 道路橋りょう費	518,308
	3 河川費	80,170
	4 都市計画費	2,494,813
	5 住宅費	126,674
9 消防費		863,857
	1 消防費	863,857
10 教育費		2,416,874

款	項	金 額
	1 教育総務費	436,687 千円
	2 小学校費	507,438
	3 中学校費	258,673
	4 幼稚園費	705,877
	5 社会教育費	508,199
11 災害復旧費		1,947
	1 公共土木施設災害復旧費	100
	2 農林業施設災害復旧費	1,847
12 公債費		2,644,061
	1 公債費	2,644,061
13 諸支出金		18,104

	1 公営企業費	18,104
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	24,940,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
名 阪 高 架 下 駐 車 場 管 理 事 業	平成29年度から平成32年度まで	千円 5,946
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 管 理 事 業	平成29年度から平成34年度まで	152,330
養 護 老 人 ホ ー ム ふ る さ と 園 及 び 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム ふ る さ と 園 管 理 事 業	平成29年度から平成34年度まで	314,430
障 害 者 ふ れ あ い セ ン タ ー 管 理 事 業	平成29年度から平成34年度まで	136,454
多 世 代 交 流 広 場 管 理 事 業	平成29年度から平成34年度まで	10,985
火 葬 場 管 理 事 業	平成29年度から平成32年度まで	224,967
旧 市 立 病 院 解 体 事 業	平成29年度から平成30年度まで	239,353
非 常 備 消 防 自 動 車 購 入 事 業	平成29年度から平成30年度まで	16,308
中 学 校 給 食 調 理 業 務 委 託 事 業	平成29年度から平成30年度まで	16,000
柳 本 幼 稚 園 耐 震 補 強 事 業	平成29年度から平成30年度まで	43,808

平成29年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成29年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,835,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		1,280,500 千円
	1 国民健康保険料	1,280,500
2 使用料及び手数料		430
	1 手数料	430
3 国庫支出金		2,123,499
	1 国庫負担金	1,503,789
	2 国庫補助金	619,710
4 療養給付費交付金		107,601
	1 療養給付費交付金	107,601

款	項	金 額
5 前期高齢者交付金		1, 5 0 1, 4 2 6 千円
	1 前期高齢者交付金	1, 5 0 1, 4 2 6
6 県支出金		4 0 8, 5 2 8
	1 県負担金	6 7, 4 6 8
	2 県補助金	3 4 1, 0 6 0
7 共同事業交付金		1, 9 0 9, 9 3 0
	1 共同事業交付金	1, 9 0 9, 9 3 0
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		4 6 5, 0 0 7
	1 他会計繰入金	4 6 5, 0 0 7

10 繰越金		2 4, 6 1 5
	1 繰越金	2 4, 6 1 5
11 諸収入		1 3, 6 6 3
	1 延滞金及び過料	2, 0 0 0
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1 1, 6 6 2
歳 入 合 計		7, 8 3 5, 2 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		1 6 2 , 6 5 6 千円
	1 総務管理費	1 3 8 , 6 6 4
	2 徴収費	2 3 , 5 3 1
	3 運営協議会費	4 6 1
2 保険給付費		4 , 4 3 5 , 6 0 0
	1 療養諸費	3 , 8 8 1 , 0 3 1
	2 高額療養費	5 0 5 , 8 0 4
	3 移送費	1 4 2
	4 出産育児諸費	4 5 , 3 8 3
	5 葬祭諸費	3 , 2 4 0

3 後期高齢者支援金等		9 4 4 , 1 9 1
	1 後期高齢者支援金等	9 4 4 , 1 9 1
4 前期高齢者納付金等		6 9 8
	1 前期高齢者納付金等	6 9 8
5 老人保健拠出金		2 8
	1 老人保健拠出金	2 8
6 介護納付金		3 2 1 , 8 0 3
	1 介護納付金	3 2 1 , 8 0 3
7 共同事業拠出金		1 , 8 9 5 , 4 7 1
	1 共同事業拠出金	1 , 8 9 5 , 4 7 1
8 保健事業費		6 1 , 0 9 1
	1 特定健康診査等事業費	4 8 , 6 5 3

款	項	金 額
	2 保健事業費	12,438 千円
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		900
	1 一般公債費	900
11 諸支出金		11,761
	1 償還金及び還付加算金	6,401
	2 特例措置対象被保険者療養費	360
	3 貸付金	5,000
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000

歳 出 合 計	7,835,200
---------	-----------

平成29年度天理市介護保険特別会計予算

平成29年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,299,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		1,043,070 千円
	1 介護保険料	1,043,070
2 分担金及び負担金		1,900
	1 負担金	1,900
3 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
4 国庫支出金		1,260,787
	1 国庫負担金	893,239
	2 国庫補助金	367,548

款	項	金 額
5 支払基金交付金		1, 4 4 7, 6 2 8 千円
	1 支払基金交付金	1, 4 4 7, 6 2 8
6 県支出金		7 5 3, 0 8 8
	1 県負担金	7 1 0, 8 8 7
	2 県補助金	4 2, 2 0 1
7 財産収入		6 3
	1 財産運用収入	6 3
8 繰入金		7 9 2, 9 0 7
	1 他会計繰入金	7 3 0, 8 1 2
	2 基金繰入金	6 2, 0 9 5
9 繰越金		1

	1 繰越金	1
10 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入 合 計		5, 2 9 9, 5 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		62,197 千円
	1 総務管理費	8,567
	2 徴収費	7,915
	3 介護認定審査会費	42,220
	4 介護保険事業推進費	3,495
2 保険給付費		4,935,771
	1 介護サービス等諸費	4,455,396
	2 介護予防サービス等諸費	116,047
	3 その他諸費	5,624
	4 高額介護サービス等費	119,844

	5 高額医療合算介護サービス等費	12,432
	6 特定入所者介護サービス等費	226,428
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		300,518
	1 介護予防・生活支援サービス費	224,182
	2 一般介護予防事業費	9,498
	3 包括的支援事業・任意事業費	66,190
	4 その他諸費	648
5 基金積立金		63
	1 基金積立金	63
6 諸支出金		950

款	項	金 額
	1 償還金及び還付加算金	9 5 0 千円
歳 出	合 計	5 , 2 9 9 , 5 0 0

平成 2 9 年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 9 年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 0 3 , 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		489,914 千円
	1 後期高齢者医療保険料	489,914
2 使用料及び手数料		33
	1 手数料	33
3 繰入金		195,096
	1 他会計繰入金	195,096
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		18,356

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	2,050
	3 市預金利子	1
	4 雑入	16,303
歳 入 合 計		703,400

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		12,988 千円
	1 総務管理費	10,530
	2 徴収費	2,458
2 後期高齢者医療広域連合納付金		670,993
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	670,993
3 保健事業費		17,476
	1 健康保持増進事業費	17,476
4 諸支出金		1,943
	1 償還金及び還付加算金	1,943
歳 出 合 計		703,400

平成29年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成29年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		1, 7 9 5 千円
	1 他会計繰入金	1, 7 9 5
2 繰越金		1, 0 0 0
	1 繰越金	1, 0 0 0
3 諸収入		7, 6 0 5
	1 雑入	7, 6 0 5
歳 入 合 計		1 0, 4 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		1, 8 2 0 千円
	1 総務管理費	1, 8 2 0
2 公債費		8, 5 8 0
	1 公債費	8, 5 8 0
歳 出 合 計		1 0, 4 0 0

平成29年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成29年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		37,965 千円
	1 国庫補助金	37,965
2 財産収入		30
	1 財産運用収入	30
3 保留地処分金		19,111
	1 保留地処分金	19,111
4 繰入金		221,392
	1 他会計繰入金	146,392
	2 基金繰入金	75,000

款	項	金 額
5 繰越金		1 0 0 千円
	1 繰越金	1 0 0
6 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
7 市債		3 3 , 6 0 0
	1 市債	3 3 , 6 0 0
歳 入 合 計		3 1 2 , 2 0 0

1 土地区画整理事業費		2 8 0 , 4 7 8 千円
	1 土地区画整理事業費	2 8 0 , 4 7 8
2 公債費		3 1 , 5 2 2
	1 公債費	3 1 , 5 2 2
3 予備費		2 0 0
	1 予備費	2 0 0
歳 出 合 計		3 1 2 , 2 0 0

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
区 画 整 理 事 業	千円 33,600	証書借入れ又は 証 券 発 行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものとする。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換える ことができる。
計	33,600			

平成29年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	24,050 戸
(2) 年 間 総 有 収 水 量	7,763,465 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	21,270 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管整備事業等 823,205 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	2,090,178 千円
第1項 営 業 収 益	1,968,831 千円
第2項 営 業 外 収 益	121,345 千円
第3項 特 別 利 益	2 千円
支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	1,918,929 千円
第1項 営 業 費 用	1,827,184 千円
第2項 営 業 外 費 用	90,445 千円
第3項 特 別 損 失	300 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,096,030千円は、減債積立金81,062千円、過年度分損益勘定留保資金957,001千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,967千円で補填するものとする。)。

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	281,307 千円
第1項 負担金	15,120 千円
第2項 分担金	36,234 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 補助金	29,943 千円
第5項 投資償還金	200,000 千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	1,377,337 千円
第1項 建設改良費	872,823 千円
第2項 企業債償還金	304,514 千円
第3項 投資	200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 272,620 千円
- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,103千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、43,712千円と定める。

平成29年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	20,840 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	7,743,329 m ³
(3) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	管渠整備事業等 239,635 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	2,882,592 千円
第1項 営 業 収 益	1,236,461 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,646,130 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	2,452,233 千円
第1項 営 業 費 用	2,023,135 千円
第2項 営 業 外 費 用	427,998 千円
第3項 特 別 損 失	100 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に
 対し不足する額1,358,542千円は、過年度分損益勘定留保資金922,473千円、当年度分損益
 勘定留保資金419,714千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,355千円
 で補填するものとする。)。

収 入	
第1款 下水道事業資本的収入	488,332 千円
第1項 負 担 金	35,722 千円
第2項 補 助 金	441,314 千円
第3項 長期貸付金回収金	1,296 千円
第4項 その他資本的収入	10,000 千円

支 出	
第1款 下水道事業資本的支出	1,846,874 千円
第1項 建設改良費	341,347 千円
第2項 長期貸付金	10,000 千円
第3項 企業債償還金	1,494,228 千円
第4項 その他資本的支出	1,299 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 124,069 千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,615,857千円である。

(平成29年 3 月24日 揭示済)

天理市告示第135号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 3 月24日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 3 月24日 揭示済)

天理市告示第136号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 3 月24日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 3 月24日 揭示済)

天理市告示第137号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月24日から平成29年 5 月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

(平成29年 3 月27日 揭示済)

天理市告示第138号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月27日から平成29年 5 月28日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月28日揭示済)

天理市告示第139号

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

平成29年 3 月28日

天理市長 並 河 健

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和47年10月天理市告示第21号）の一部を次のように変更する。

題名及び第 1 条中「、三宅町及び田原本町」を「及び三宅町」に改める。

第 2 条第 1 項中「、三宅町及び田原本町」を「及び三宅町」に改め、同項第 3 号を削る。

附 則

この規約は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月28日揭示済)

天理市告示第140号

天理市道路線の認定及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり市道の路線を認定及び変更する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から 1 月間一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月28日

天理市長 並 河 健

記

路線認定の部

路線番号	路線名	起終点	主なる経過地	摘 要
776号	上総喜殿線	起点 上総町市道40号線分岐 終点 紀殿町県道天理環状線合接		
777号	山の辺区画街路 1 号線	起点 別所町市道 3 号線分岐 終点 別所町市道82号線合接		
778号	山の辺区画街路 2 号線	起点 田部町市道785号線分岐 終点 別所町市道 3 号線合接		

779号	山の辺区画街路 3号線	起点 田部町市道785号分岐 終点 田部町市道778号合接		
780号	山の辺区画街路 4号線	起点 別所町市道3号線分岐 終点 田部町市道779号線合接		
781号	山の辺区画街路 5号線	起点 田部町市道785号分岐 終点 田部町市道3号合接		
782号	山の辺区画街路 6号線	起点 田部町市道785号分岐 終点 田部町市道318号合接		
783号	山の辺区画街路 7号線	起点 田部町市道785号分岐 終点 田部町市道782号合接		
784号	山の辺区画街路 8号線	起点 田部町市道785号分岐 終点 田部町市道318号合接		
785号	天理停車場北線	起点 田部町市道9号分岐 終点 田部町市道781号合接		

(平成29年 3 月28日掲示済)

天理市告示第141号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

天理市長 並 河 健

記

- 1 道路の種類 市道
- 2 区域決定の区間

路線番号	路 線 名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	摘要
775号	布留川自転車歩行者道線	田町413番地2先 (市道20号線分岐) から 丹波市町元中方86番地1先 (市道23号線) まで	4.00～ 4.00	647.5	
776号	上総喜殿線	上総町212番地2先 (市道40号線分岐) から 喜殿町159番地3先 (県道天理環状線合接) まで	14.20～ 27.30	592.00	
777号	山の辺区画街路 1号線	別所町111番地先 (市道3号線分岐) から 別所町102番地先 (市道82号線合接) まで	6.00～ 9.80	310.82	
778号	山の辺区画街路 2号線	田部町220番地2先から 田部町211番地12先 (市道3号線合接) まで	6.00～ 6.00	108.68	
779号	山の辺区画街路 3号線	田部町202番地先から 田部町215番地先まで	6.00～ 6.00	139.12	
780号	山の辺区画街路 4号線	田部町210番地1先 (市道3号線分岐) から 田部町210番地12先まで	4.00～ 4.00	60.09	

781号	山の辺区画街路 5号線	田部町139番地9先から 田部町100番地先 (市道3号線分岐) まで	6.00～ 6.00	199.97	
782号	山の辺区画街路 6号線	田部町280番地先から 田部町274番地1先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 6.00	91.03	
783号	山の辺区画街路 7号線	田部町221番地1先から 田部町275番地2先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 6.00	167.86	
784号	山の辺区画街路 8号線	田部町172番地3先から 田部町175番地1先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 6.00	88.76	
785号	天理停車場北線	田部町279番地先 (市道9号線分岐) から 田部町市道95番地2先まで	16.00～ 16.00	427.37	

3 供用開始の理由

道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日

平成29年3月28日

5 備考

市道777号から785号までの起点及び終点は山の辺第一工区土地区画整理事業の施行区域内にあり、これらの起点及び終点は平成29年3月28日現在の従前の地番にかかるものである。

(平成29年3月28日掲示済)

天理市告示第142号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

天理市長 並 河 健

1 道路の種類

市道

2 区域決定の区間

	路線 番号	路線名	区間先地番		新 旧 別	幅員(m)		総延長 (m)
			起点	終点		最大	最小	
1	3	天理奈良線	丹波市町	蔵之庄町	新	13.72	2.95	5053.94
			市道157号線 分岐	奈良市界	旧	13.72	2.95	5053.94
2	9	豊田喜殿線	豊田町	喜殿町	新	22.70	1.90	2219.18
			市道10号線分岐	県道天理環状 線合接	旧	22.70	1.90	2219.18
3	11	北大路線	豊井町	中町	新	17.40	14.70	4697.70
			県道天理環状線 分岐	国道24号線 合接	旧	17.40	14.70	4697.70
4	20	天理王寺線	匂田町	嘉幡町	新	24.80	8.00	3549.65
			国道25号線分岐	国道24号線 合接	旧	24.80	8.00	3549.65
5	22	田井庄 西長柄線	田井庄	西長柄町	新	20.10	2.30	3229.79
			国道25号線分岐	市道594号線 合接	旧	20.10	2.30	3229.79
6	23	乙木合場線	乙木町	合場町	新	9.90	4.30	3602.46
			市道197号線 分岐	田原本町界	旧	9.90	4.30	3602.46
7	31	横田南六条線	南六条町	南六条町	新	20.60	2.85	881.22
			大和郡山市界	国道24号線 合接	旧	20.60	2.85	864.06

8	53	喜殿南六条線	喜殿町	南六条町	新	20.77	12.12	1048.95
			県道天理環状線分岐	市道31号線合接	旧	7.98	3.25	1045.38
9	55	南六条藤川線	南六条町	中町	新	15.00	3.25	1101.20
			市道54号線分岐	県道筒井二階堂線合接	旧	15.00	3.25	1101.20
10	73	杣之内東井戸堂線	杣之内町	東井戸堂町	新	7.15	2.50	1924.02
			県道天理環状線分岐	286番地1先	旧	7.15	2.50	1924.02
11	74	守目堂勾田線	守目堂町	御経野町	新	6.00	3.15	317.52
			国道169号線分岐	市道655号線合接	旧	6.00	3.15	320.17
12	82	田部豊田線	田部町	豊田町	新	10.00	2.85	666.66
			市道3号線分岐	市道10号線合接	旧	10.00	2.85	666.66
13	153	勾田西線	勾田町	勾田町	新	16.00	3.40	779.48
			市道4号線分岐	市道73号線合接	旧	16.00	3.40	774.48
14	222	九条田線	九条町	田町	新	5.85	2.30	1359.40
			市道22号線分岐	市道73号線合接	旧	5.85	2.30	1359.40
15	318	田部留置東側線	田部町	田部町	新	7.20	5.04	540.31
			市道11号線分岐	市道9号線合接	旧	6.60	5.00	542.59
16	480	東井戸堂北線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	6.30	3.10	531.99
			市道22号線分岐	県道天理環状線合接	旧	6.30	3.10	531.99
17	607	中町天理団地4号線	中町	小路町	新	8.10	6.00	243.30
			市道32号線分岐	市道32号線合接	旧	8.10	6.00	245.01
18	655	勾田樺本南線	御経野町	守目堂町	新	16.40	16.00	568.00
			市道154号線分岐	市道33号線合接	旧	16.40	16.00	568.00
19	662	守目堂勾田6号線	守目堂町	勾田町	新	6.40	4.40	295.89
			市道73号線分岐	市道75号線合接	旧	6.40	4.40	298.61
20	696	ひばりヶ丘団地北線	柳本町	柳本町	新	6.20	4.15	228.97
			市道224号線分岐	市道224号線合接	旧	6.20	4.15	228.97
21	771	東井戸堂北5号線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	8.00	6.00	105.20
			480号線分岐	432番11先	旧	8.00	6.00	107.00
22	772	東井戸堂北6号線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	8.00	6.00	107.73
			480号線分岐	456番13先	旧	8.00	6.00	106.00
23	773	中町天理団地22号線	小路町	小路町	新	8.80	5.00	61.70
			市道11号線分岐	市道607号線合接	旧	6.00	4.00	58.00
24	774	田部北1号線	田部町	田部町	新	12.90	6.00	67.52
			市道3号線分岐	市道3号線合接	旧	6.00	6.00	69.00

3 供用開始年月日
平成29年3月28日

(平成29年3月28日揭示済)

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月28日から平成29年 5 月29日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月29日揭示済)

天理市告示第1 4 4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月29日から平成29年 5 月30日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月30日揭示済)

天理市告示第1 4 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月30日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年3月30日から平成29年5月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年3月31日揭示済)

天理市告示第146号

「天理市告示第98号市道の区域変更及び供用開始について」の訂正について

市道の区域変更及び供用開始について（平成29年2月天理市告示第98号）について、下記のとおり訂正を行う。

平成29年3月30日

天理市長 並 河 健

旧

路線 番号	路線名	変更の区間		新 旧 別	幅員(m)		実延長 (m)
		起点	終点		最大	最少	
23	乙木合場線	乙木町	合場町	新	9.90	4.30	3602.46
		市道197号線 分岐	田原本町界	旧	9.90	4.30	3602.46
36	田町東線	田町	勾田町	新	7.10	2.05	443.79
		市道4号線分岐	市道151号線 合接	旧	7.10	2.05	443.79
123	別所田部線	別所町	田部町	新	5.60	2.40	414.10
		市道9号線分岐	市道3号線合接	旧	5.60	2.40	414.10
153	勾田西線	勾田町	勾田町	新	16.00	3.40	774.48
		市道4号線分岐	市道73号線合接	旧	8.20	2.70	784.68
154	田勾田線	田町	勾田町	新	6.15	2.40	430.87
		市道4号線分岐	市道151号線 合接	旧	5.27	2.40	430.87
163	前栽線	前栽町	前栽町	新	6.60	1.93	501.71
		県道天理 環状線分岐	市道1号線合接	旧	6.30	1.93	501.71
220	富堂田井庄線	富堂町	田井庄町	新	5.90	2.25	527.80
		県道天理環状線 分岐	市道221号線 合接	旧	5.90	2.25	527.80
279	杉本田井庄町	杉本町	田井庄町	新	8.00	3.10	540.56
		県道天理環状線 分岐	市道221号線 合接	旧	8.00	3.10	540.56
305	区画街路38号線	田井庄町	田井庄町	新	10.40	5.20	209.80
		市道1号線分岐	市道83号線合接	旧	10.40	5.20	209.80
308	上ノ庄北菅田線	二階堂上ノ庄町	二階堂上ノ庄町	新	5.60	3.60	478.12
		県道天理 環状線分岐	県道天理 環状線合接	旧	5.60	3.60	480.84
317	田神社前線	田町	田町	新	7.15	3.20	325.54
		市道73号線分岐	市道20号線合接	旧	7.15	3.20	325.54
472	田永原線	田町	永原町	新	7.45	0.60	1688.33
		市道73号線分岐	県道天理 環状線合接	旧	7.45	0.60	1688.33

480	東井戸堂北線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	6.30	3.10	531.99
		市道22項線分岐	県道天理環状線合接	旧	6.30	3.10	531.99
589	西長柄区画街路31号線	西長柄町	西長柄町	新	6.10	5.50	108.40
		県道天理環状線分岐	市道223号線合接	旧	6.10	5.50	108.40
649	和爾下北線	櫛本町	櫛本町	新	5.90	3.80	354.40
		国道169号線分岐	市道267号線合接	旧	5.90	3.80	354.40
661	守目堂勾田中線	守目堂町	勾田町	新	3.70	2.00	557.64
		国道169号線分岐	市道75後号線合接	旧	3.70	2.00	557.64
662	守目堂勾田6号線	守目堂町	勾田町	新	6.40	4.40	298.61
		市道73号線分岐	市道75後号線合接	旧	6.40	4.40	298.61

新

路線番号	路線名	変更の区間		新旧別	幅員(m)		総延長(m)	実延長(m)
		起点	終点		最大	最少		
23	乙木合場線	乙木町	合場町	新	9.90	4.30	3602.46	3543.63
		市道197号線分岐	田原本町界	旧	9.90	4.30	3602.46	3543.63
36	田町東線	田町	勾田町	新	7.10	2.05	443.79	417.11
		市道4号線分岐	市道151号線合接	旧	7.10	2.05	443.79	422.85
123	別所田部線	別所町	田部町	新	5.60	2.40	414.10	401.75
		市道9号線分岐	市道3号線合接	旧	5.60	2.40	414.10	401.75
153	勾田西線	勾田町	勾田町	新	16.00	3.40	774.48	686.99
		市道4号線分岐	市道73号線合接	旧	8.20	2.70	784.68	686.53
154	田勾田線	田町	勾田町	新	6.15	2.40	430.87	401.13
		市道4号線分岐	市道151号線合接	旧	5.27	2.40	430.87	417.13
163	前栽線	前栽町	前栽町	新	6.60	1.93	501.71	501.71
		県道天理環状線分岐	市道1号線合接	旧	6.30	1.93	501.71	501.71
220	富堂田井庄線	富堂町	田井庄町	新	5.90	2.25	527.80	527.80
		県道天理環状線分岐	市道221号線合接	旧	5.90	2.25	527.80	527.80
279	杉本田井庄町	杉本町	田井庄町	新	8.00	3.10	540.56	540.56
		県道天理環状線分岐	市道221号線合接	旧	8.00	3.10	540.56	540.56
305	区画街路38号線	田井庄町	田井庄町	新	10.40	5.20	209.80	209.80
		市道1号線分岐	市道83号線合接	旧	10.40	5.20	209.80	209.80
308	上ノ庄北菅田線	二階堂上ノ庄町	二階堂上ノ庄町	新	5.60	3.60	478.12	478.12

		県道天理環状線 分岐	県道天理 環状線合接	旧	5.60	3.60	480.84	480.84
317	田神社前線	田町	田町	新	7.15	3.20	325.54	325.54
		市道73号線 分岐	市道20号線 合接	旧	7.15	3.20	325.54	325.54
472	田永原線	田町	永原町	新	7.45	0.60	1688.33	1688.33
		市道73号線 分岐	県道天理 環状線合接	旧	7.45	0.60	1688.33	1688.33
480	東井戸堂北線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	6.30	3.10	531.99	531.99
		市道22項線 分岐	県道天理 環状線合接	旧	6.30	3.10	531.99	531.99
589	西長柄区画街路 31号線	西長柄町	西長柄町	新	6.10	5.50	108.40	108.40
		県道天理環状線 分岐	市道223号線 合接	旧	6.10	5.50	108.40	108.40
649	和爾下北線	櫛本町	櫛本町	新	5.90	3.80	354.40	354.40
		国道169号線分 岐	市道267号線 合接	旧	5.90	3.80	354.40	354.40
661	守目堂勾田中線	守目堂町	勾田町	新	3.70	2.00	557.64	557.64
		国道169号線 分岐	市道75後号線 合接	旧	3.70	2.00	557.64	557.64
662	守目堂勾田6号線	守目堂町	勾田町	新	6.40	4.40	298.61	298.61
		市道73号線 分岐	市道75後号線 合接	旧	6.40	4.40	298.61	298.61

(平成29年 3 月31日掲示済)

天理市告示第147号

「天理市告示第141号市道の区域決定及び供用開始について」の訂正について

市道の区域決定及び供用開始について（平成29年 3 月天理市告示第141号）について下記のとおり訂正する。

平成29年3月31日

天理市長 並 河 健

旧

路線番号	路 線 名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	摘要
775号	布留川自転車歩 行者道線	田町413番地2先 (市道20号線分岐) から 丹波市町元中方86番地1先 (市道23号線) まで	4.00～ 4.00	647.5	
776号	上総喜殿線	上総町212番地2先 (市道40号線分岐) から 喜殿町159番地3先 (県道天理環状線合接) まで	14.20～ 27.30	592.00	
777号	山の辺区画街路 1号線	別所町111番地先 (市道3号線分岐) から 別所町102番地先 (市道82号線合接) まで	6.00～ 9.80	310.82	
778号	山の辺区画街路 2号線	田部町220番地2先から 田部町211番地12先 (市道3号線合接) まで	6.00～ 6.00	108.68	

779号	山の辺区画街路 3号線	田部町202番地先から 田部町215番地先まで	6.00～ 6.00	139.12	
780号	山の辺区画街路 4号線	田部町210番地1先 (市道3号線分岐) から 田部町210番地12先まで	4.00～ 4.00	60.09	
781号	山の辺区画街路 5号線	田部町139番地9先から 田部町100番地先 (市道3号線分岐) まで	6.00～ 6.00	199.97	
782号	山の辺区画街路 6号線	田部町280番地先から 田部町274番地1先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 6.00	91.03	
783号	山の辺区画街路 7号線	田部町221番地1先から 田部町275番地2先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 6.00	167.86	
784号	山の辺区画街路 8号線	田部町172番地3先から 田部町175番地1先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 6.00	88.76	
785号	天理停車場北線	田部町279番地先 (市道9号線分岐) から 田部町市道95番地2先まで	16.00～ 16.00	427.37	

新

路線番号	路 線 名	区 間	敷地の 幅員 (m)	総延長 (m)	実延長 (m)
775号	布留川自転車 歩行者道線	田町413番地2先 (市道20号線分岐) から 丹波市町元中方86番地1先 (市道23号線) まで	4.00～ 4.00	647.56	644.26
776号	上総喜殿線	上総町212番地2先 (市道40号線分岐) から 喜殿町159番地3先 (県道天理環状線合接) まで	14.20～ 27.30	592.00	592.00
777号	山の辺区画街路 1号線	別所町111番地先 (市道3号線分岐) から 別所町102番地先 (市道82号線合接) まで	6.00～ 11.00	311.00	311.00
778号	山の辺区画街路 2号線	田部町220番地2先から 田部町211番地12先 (市道3号線合接) まで	6.00～ 10.50	110.8	110.8
779号	山の辺区画街路 3号線	田部町202番地先から 田部町215番地先まで	6.00～ 11.00	139.53	139.53
780号	山の辺区画街路 4号線	田部町210番地1先 (市道3号線分岐) から 田部町210番地12先まで	4.00～ 5.80	62	62
781号	山の辺区画街路 5号線	田部町139番地9先から 田部町100番地先 (市道3号線分岐) まで	6.00～ 11.80	201.9	201.9
782号	山の辺区画街路 6号線	田部町280番地先から 田部町274番地1先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 10.00	91.36	91.36
783号	山の辺区画街路 7号線	田部町221番地1先から 田部町275番地2先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 10.00	167.2	167.2
784号	山の辺区画街路 8号線	田部町172番地3先から 田部町175番地1先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 10.00	88.6	88.6

785号	天理停車場北線	田部町279番地先 (市道9号線分岐) から 田部町市道95番地2先まで	16.00 ~ 22.00	429.67	429.67
------	---------	--	------------------	--------	--------

(平成29年3月31日掲示済)

天理市告示第148号

「天理市告示第142号市道の区域変更及び供用開始について」の訂正について

市道の区域変更及び供用開始について（平成29年3月天理市告示第142号）について、下記のとおり訂正を行う。

平成29年3月31日

天理市長 並 河 健

旧

	路線 番号	路線名	区間先地番		新 旧 別	幅員(m)		総延長 (m)
			起点	終点		最大	最小	
1	3	天理奈良線	丹波市町	蔵之庄町	新	13.72	2.95	5053.94
			市道157号線 分岐	奈良市界	旧	13.72	2.95	5053.94
2	9	豊田喜殿線	豊田町	喜殿町	新	22.70	1.90	2219.18
			市道10号線分岐	県道天理 環状線合接	旧	22.70	1.90	2219.18
3	11	北大路線	豊井町	中町	新	17.40	14.70	4697.70
			県道天理環状線 分岐	国道24号線 合接	旧	17.40	14.70	4697.70
4	20	天理王寺線	勾田町	嘉幡町	新	24.80	8.00	3549.65
			国道25号線分岐	国道24号線 合接	旧	24.80	8.00	3549.65
5	22	田井庄 西長柄線	田井庄	西長柄町	新	20.10	2.30	3229.79
			国道25号線分岐	市道594号線 合接	旧	20.10	2.30	3229.79
6	23	乙木合場線	乙木町	合場町	新	9.90	4.30	3602.46
			市道197号線 分岐	田原本町界	旧	9.90	4.30	3602.46
7	31	横田南六条線	南六条町	南六条町	新	20.60	2.85	881.22
			大和郡山市界	国道24号線 合接	旧	20.60	2.85	864.06
8	53	喜殿南六条線	喜殿町	南六条町	新	20.77	12.12	1048.95
			県道天理 環状線分岐	市道31号線 合接	旧	7.98	3.25	1045.38
9	55	南六条藤川線	南六条町	中町	新	15.00	3.25	1101.20
			市道54号線分岐	県道筒井二階 堂線合接	旧	15.00	3.25	1101.20
10	73	柚之内東 井戸堂線	柚之内町	東井戸堂町	新	7.15	2.50	1924.02
			県道天理 環状線分岐	286番地1先	旧	7.15	2.50	1924.02
11	74	守目堂勾田線	守目堂町	御経野町	新	6.00	3.15	317.52
			国道169号線 分岐	市道655号線 合接	旧	6.00	3.15	320.17
12	82	田部豊田線	田部町	豊田町	新	10.00	2.85	666.66
			市道3号線分岐	市道10号線 合接	旧	10.00	2.85	666.66
13	153	勾田西線	勾田町	勾田町	新	16.00	3.40	779.48
			市道4号線分岐	市道73号線 合接	旧	16.00	3.40	774.48
14	222	九条田線	九条町	田町	新	5.85	2.30	1359.40
			市道22号線分岐	市道73号線	旧	5.85	2.30	1359.40

				合 接				
15	318	田部留置 東側線	田部町	田部町	新	7.20	5.04	540.31
			市道11号線分岐	市道9号線 合 接	旧	6.60	5.00	542.59
16	480	東井戸堂北線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	6.30	3.10	531.99
			市道22号線分岐	県道天理 環状線合 接	旧	6.30	3.10	531.99
17	607	中町天理団地 4号線	中町	小路町	新	8.10	6.00	243.30
			市道32号線分岐	市道32号線 合 接	旧	8.10	6.00	245.01
18	655	勾田櫟本南線	御経野町	守目堂町	新	16.40	16.00	568.00
			市道154号線 分岐	市道33号線 合 接	旧	16.40	16.00	568.00
19	662	守目堂勾田 6号線	守目堂町	勾田町	新	6.40	4.40	295.89
			市道73号線分岐	市道75号線 合 接	旧	6.40	4.40	298.61
20	696	ひばりヶ丘 団地北線	柳本町	柳本町	新	6.20	4.15	228.97
			市道224号線 分岐	市道224号線 合 接	旧	6.20	4.15	228.97
21	771	東井戸堂北 5号線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	8.00	6.00	105.20
			480号線分岐	432番11先	旧	8.00	6.00	107.00
22	772	東井戸堂北 6号線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	8.00	6.00	107.73
			480号線分岐	456番13先	旧	8.00	6.00	106.00
23	773	中町天理団地 22号線	小路町	小路町	新	8.80	5.00	61.70
			市道11号線分岐	市道607号線 合 接	旧	6.00	4.00	58.00
24	774	田部北1号線	田部町	田部町	新	12.90	6.00	67.52
			市道3号線分岐	市道3号線 合 接	旧	6.00	6.00	69.00

新

	路線 番号	路線名	区間先地番		新旧 別	幅員(m)		総延長 (m)	実延長 (m)
			起点	終点		最大	最小		
1	3	天理奈良線	丹波市町	蔵之庄町	新	13.72	2.95	5053.94	4896.38
			市道157号線 分岐	奈良市界	旧	13.72	2.95	5053.94	4896.38
2	9	豊田喜殿線	豊田町	喜殿町	新	22.70	1.90	2219.18	2180.68
			市道10号線 分岐	県道天理 環状線合 接	旧	22.70	1.90	2219.18	2180.68
3	11	北大路線	豊井町	中町	新	17.40	14.70	4697.70	3568.93
			県道天理環状 線分岐	国道24号線 合 接	旧	17.40	14.70	4697.70	3568.93
4	20	天理王寺線	勾田町	嘉幡町	新	24.80	8.00	3549.65	3543.13
			国道25号線 分岐	国道24号線 合 接	旧	24.80	8.00	3549.65	3543.13
5	22	田井庄 西長柄線	田井庄	西長柄町	新	20.10	2.30	3229.79	3141.21
			国道25号線 分岐	市道594号線 合 接	旧	20.10	2.30	3229.79	3141.21
6	23	乙木合場線	乙木町	合場町	新	9.90	4.30	3602.46	3543.63
			市道197号線 分岐	田原本町界	旧	9.90	4.30	3602.46	3543.63
7	31	横田南六条線	南六条町	南六条町	新	20.60	2.85	881.22	864.06

			大和郡山市界	国道24号線 合接	旧	20.60	2.85	864.06	864.06
8	53	喜殿南六条線	喜殿町	南六条町	新	20.77	12.12	1048.95	1045.38
			県道天理環状 線分岐	市道31号線 合接	旧	7.98	3.25	1045.38	1045.38
9	55	南六条藤川線	南六条町	中町	新	15.00	3.25	1101.20	1087.47
			市道54号線 分岐	県道筒井二階 堂線合接	旧	15.00	3.25	1101.20	1087.47
10	73	杣之内東 井戸堂線	杣之内町	東井戸堂町	新	7.15	2.50	1924.02	1821.13
			県道天理環状 線分岐	286番地1先	旧	7.15	2.50	1924.02	1821.13
11	74	守目堂勾田線	守目堂町	御経野町	新	6.00	3.15	317.52	317.52
			国道169号線 分岐	市道655号線 合接	旧	6.00	3.15	320.17	320.17
12	82	田部豊田線	田部町	豊田町	新	10.00	2.85	666.66	631.17
			市道3号線 分岐	市道10号線 合接	旧	10.00	2.85	666.66	631.17
13	153	勾田西線	勾田町	勾田町	新	16.00	3.40	779.48	579.99
			市道4号線 分岐	市道73号線 合接	旧	16.00	3.40	774.48	686.99
14	222	九条田線	九条町	田町	新	5.85	2.30	1359.40	1346.81
			市道22号線 分岐	市道73号線 合接	旧	5.85	2.30	1359.40	1346.81
15	318	田部留置 東側線	田部町	田部町	新	7.20	5.04	540.31	540.31
			市道11号線 分岐	市道9号線 合接	旧	6.60	5.00	542.59	542.59
16	480	東井戸堂北線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	6.30	3.10	531.99	531.99
			市道22号線 分岐	県道天理 環状線合接	旧	6.30	3.10	531.99	531.99
17	607	中町天理団地 4号線	中町	小路町	新	8.10	6.00	243.30	245.01
			市道32号線 分岐	市道32号線 合接	旧	8.10	6.00	245.01	245.01
18	655	勾田櫛本南線	御経野町	守目堂町	新	16.40	16.00	568.00	446.76
			市道154号線 分岐	市道33号線 合接	旧	16.40	16.00	568.00	446.76
19	662	守目堂勾田 6号線	守目堂町	勾田町	新	6.40	4.40	295.89	243.75
			市道73号線 分岐	市道75号線 合接	旧	6.40	4.40	298.61	246.47
20	696	ひばりヶ丘 団地北線	柳本町	柳本町	新	6.20	4.15	228.97	228.97
			市道224号線 分岐	市道224号線 合接	旧	6.20	4.15	228.97	228.97
21	771	東井戸堂北 5号線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	8.00	6.00	105.20	105.20
			480号線分岐	432番11先	旧	8.00	6.00	107.00	107.00
22	772	東井戸堂北 6号線	東井戸堂町	東井戸堂町	新	8.00	6.00	107.73	107.73
			480号線分岐	456番13先	旧	8.00	6.00	106.00	106.00
23	773	中町天理団地 22号線	小路町	小路町	新	8.80	5.00	61.70	61.70
			市道11号線 分岐	市道607号線 合接	旧	6.00	4.00	58.00	58.00
24	774	田部北1号線	田部町	田部町	新	12.90	6.00	67.52	67.52
			市道3号線 分岐	市道3号線 合接	旧	6.00	6.00	69.00	69.00

(平成29年 3 月31日掲示済)

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月31日から平成29年 6 月 1 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月31日揭示済)

天理市告示第1 5 0号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月31日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町1 4 7番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月31日から平成29年 6 月 1 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月31日揭示済)

天理市告示第1 5 1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 3 月31日

- 3 移動対象区域
天理市西長柄町595番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 3 月31日から平成29年 6 月 1 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 3 月31日揭示済)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について
平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市告示第152号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、次のとおり定め、平成29年 4 月 1 日から適用する。

別表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同表の第3欄に掲げるとおり定める。

別表

第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
		本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であつて識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第	官公署又は個人番号利用	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の

1条第1項第3号ロ	事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）
		地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6カ月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）
		印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6カ月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）
		地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第1条第3項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個別識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士証票
		写真付身分証明書等
		写真付公的書類
		個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符合等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
規則第3条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6カ月以内のものに限る。）
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カー

	もの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	ド並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等
		地方税等の領収証書等
		写真なし公的書類
		本人交付用税務書類
規則第3条第4項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合
		所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
		過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
規則第4条第2号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード又は通知カード
		還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
規則第4条第2号口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6カ月以内のものに限る。）
		個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。）
規則第4条第2号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	地方税手続電子証明書（e L T A Xにおいて認めている電子証明書をいう。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記

		録のあるものに限る。)をいう。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対して一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること
		個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符合等により認証する方法
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士証票
		写真付身分証明書等
		写真付公的書類
		個人番号利用事務等実施者が発行した書類であつて識別符号又は暗証符合等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6カ月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証明する書類（以下「社員証等」という。）
		地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6カ月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等
規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等
		地方税等の領収証書等
		写真なし公的書類
		本人交付用税務書類

規則第9条第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第9条第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合
		扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
		過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
		代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6カ月以内のものに限る。）
		還付された個人番号カード又は還付された通知カード
規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること
		本人であることの確認を行った上で本人に対して発行した識別符号及び暗証符等が入力された申請情報等の電子的送信を受けること。
規則第10条第2号	代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）
		代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）

		個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符合等により認証する方法
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること
		本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）
		本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）
		本人の代理人（当該代理人が税理士法第48条の2に規定する税理士法人又は同法第51条第3項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第51条第1項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符合を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
		本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符合を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
規則第10条第3号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限	本人の個人番号カード又は通知カード
		本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの

	る。)	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6カ月以内のものに限る。）
規則第10条第3号口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること

(平成29年 3 月31日 掲 示 済)

天理市告示第153号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成27年 3 月天理市告示第111号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第8条第1項第2号中「1級」の次に「又は2級」を加える。

第18条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該届出により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

第20条第1項第2号中「1級」の次に「又は2級」を加える。

第29条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該届出により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

第33条第1項中「原則として1月単位で、」を削り、同項第3号中「の写し」を削る。

第34条中「精神障害者医療費助成金支給決定通知書（様式第19号）により通知し、」を削る。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第33条関係）

（表）

年 月 日

精神障害者医療費助成金（精神通院）交付申請書

天理市長 様

申請者（対象者又は保護者等）

住 所 天理市

氏 名 (印) (自署又は記名押印)

電 話

次のとおり、 年 月から 年 月診療分に係る精神障害者医療費助成金の交付を申請します。また、認定に当たり、私及び私の世帯員の収入について公簿等を確認されることに同意します。

申請額 金 円

本 人 記 入 欄	対 象 者	フリガナ					性別	生年 月日	大正 昭和 平成	年 月 日
		氏 名								
		住 所	天理市 町							
	加 入 医 療 保 険	加入者氏名					保険種別	国保・社保家族・後期高齢		
		被保険者証又は加入者証の記号及び番号	記号	番号			付加給付の有無	有・無		
		保 険 者 番 号					保険者 所在地	(有の場合は、その給付) (円)		
		保 険 者 名 称								
	欄	社保家族の場合の被保険者又は加入者の所得等の状況	被扶養者数 人 (うち老人 人)	給与所得控除後の金額B		所得控除の合計C		控除後の所得B－C		
		助成金の入金を希望する金融機関	金融機関名・店番	(本・支) 店 店番						
			口座の種別・番号	普通・当座					フリガナ 口座名義人	

注1 対象者が社会保険の家族の場合は、対象者に係る被保険者証、組合員証又は加入者証の写しを初回及び毎年8月の申請時に添付する。

医 療 機 関 等 記 入 欄	年 月分	総点数 点	うち総合支援法 による負担点数 点	左欄に係る 自己負担額	円
	医療機関の所在地、名称及び代表者名				
	上記のとおり診療を行い、自己負担金を領収しました。 印				

注2 医療機関等で上欄の証明が得られない場合は、当該自己負担額の支払いを証する領収書等を添付する。

※ 決 定 額	自己負担額	付加給付額	助成額
	(円) - (円) = (円)		

注3 ※欄は、記入しないでください。

受付

(裏)

診療年月	申請額	診療年月	申請額
年 3月	円	年 3月	円
年 4月	円	年 4月	円
年 5月	円	年 5月	円
年 6月	円	年 6月	円
年 7月	円	年 7月	円
年 8月	円	年 8月	円
年 9月	円	年 9月	円
年 10月	円	年 10月	円
年 11月	円	年 11月	円
年 12月	円	年 12月	円
年 1月	円	年 1月	円
年 2月	円	年 2月	円
小計	円	小計	円
診療年月	申請額	診療年月	申請額
年 3月	円	年 3月	円
年 4月	円	年 4月	円
年 5月	円	年 5月	円
年 6月	円	年 6月	円
年 7月	円	年 7月	円
年 8月	円	年 8月	円
年 9月	円	年 9月	円
年 10月	円	年 10月	円
年 11月	円	年 11月	円
年 12月	円	年 12月	円
年 1月	円	年 1月	円
年 2月	円	年 2月	円
小計	円	小計	円
申請額 合計			円

様式第19号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成29年 4 月 1 日揭示済)

天理市告示第154号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成29年 3 月31日付けで登録した旨、公示する。

平成29年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

(平成29年 4 月 1 日揭示済)

天理市告示第155号

平成29年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第8号）第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

平成29年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の8.5

(2) 被保険者均等割額

被保険者 1 人について、24,000円

(3) 世帯別平等割額

1 世帯について、23,500円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の2

(2) 被保険者均等割額

被保険者 1 人について、7,500円

(3) 世帯別平等割額

1 世帯について、6,000円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の2

(2) 被保険者均等割額

被保険者 1 人について、8,000円

(3) 世帯別平等割額

1 世帯について、7,000円

(平成29年 4 月 1 日揭示済)

天理市告示第156号

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第8号）第19条の規定による平成29年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成29年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

1 基礎賦課額の減額の額

(1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第1項第1号アに規定する額 16,800円

(2) 条例第19条第1項第1号イに規定する額 16,450円

(3) 条例第19条第1項第2号アに規定する額 12,000円

- (4) 条例第19条第1項第2号イに規定する額 11,750円
- (5) 条例第19条第1項第3号アに規定する額 4,800円
- (6) 条例第19条第1項第3号イに規定する額 4,700円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

- (1) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,250円
- (2) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
- (3) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,750円
- (4) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
- (5) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,500円
- (6) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円

3 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,600円
- (2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,900円
- (3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 4,000円
- (4) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,500円
- (5) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,600円
- (6) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,400円

(平成29年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第157号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、平成29年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成29年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

平成29年度 天理市一般廃棄物処理実施計画

第1編 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、天理市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

2 計画区域

天理市環境クリーンセンターでは、山添村、川西町及び三宅町のごみ処理と川西町及び三宅町のし尿処理も受託しているため、処理については、これらの町村全域を含めるものとする。

3 計画期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 用語

本計画において使用する用語は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）と天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

第2編 ごみ処理計画

1 ごみ排出の見込み

(1)一般廃棄物

区分		主なもの	発生量 (t)	
行政 処理	燃やせるごみ	調理くず、紙くず、プラスチック商品、おむつ など	21,100	
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、瀬戸物 など	1,040	
	粗大ごみ	家具、自転車、電化製品 など	160	
	資源 物	プラスチック製容器包装	弁当の容器など  マークが付いている容器包装	220
		発泡スチロール	発泡スチロール製トレイ、家電緩衝材 など	20
		新聞・雑誌・段ボール	新聞紙、広告、雑誌、カタログ、ダンボール箱 など	550
		飲料用紙パック	牛乳パックなどで500cc以上のもの	15
		古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーター など	70
		飲料カン・飲食用びん	ジュースのカン、酒類のびん、常備薬のびん など	330
		ペットボトル	 マークが付いている飲料用のもの	140
	有害ごみ	蛍光灯、水銀式体温計、電池 など	5	
行政処理分 計		23,650		
集団資源回収			500	
民間契約により天理市内で資源化されるもの(剪定枝・草などを堆肥化)※1			3,100	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(魚あらの飼料・堆肥化)※2			125	

※1：市が許可した一般廃棄物処分業者が関与し、市内において再資源化されるもの

※2：市が許可した一般廃棄物収集運搬業が関与し、市外において再資源化されるもの

(2) 小動物の死体

・業者委託分	2 4 0 体
・職員回収分	2 3 0 体

・一般持込分 30体

(3) 排出の状況（平成28年度） 別紙1-1及び1-2のとおり

2 ごみの広域処理に向けての分別見直し

山辺・県北西部広域環境衛生組合によるごみの広域処理に向けて、さらなるごみ減量化やリサイクルの推進を目指し、構成市町村で協議し資源ごみ分別の見直し等の検討を行った。その結果、まず10月より小型家電リサイクル法による小型家電の分別収集と雑紙の分別収集を開始する予定である。

3 処理主体

(1) 収集運搬

①家庭廃棄物については、委託業者による収集と運搬又は自ら環境クリーンセンターに直接持込。

②事業系廃棄物については、環境クリーンセンターに直接持込又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託。ただし、市が認める小規模事業所の一般廃棄物については、集積場所に排出し、委託業者が収集と運搬。

市が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、事業者自ら委託先まで運搬。

(2) 中間処理

	処理施設	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	クリーンセンター	焼却処理	市 (運転管理は業者委託)
燃やせないごみ	クリーンセンター	破砕処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)

粗大ごみ		クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
資源物	プラスチック製容器包装	民間処理施設 (市外)	選別・圧縮処理 指定法人ルートで 資源化	市(処理委託)
	発泡スチロール	民間処理施設 (市外)	選別・インゴット 独自ルートで資源 化	市(処理委託)
	新聞・雑誌・段ボール	クリーンセンター	一時保管	市(売却)
	飲料用紙パック	クリーンセンター	選別後一時保管	市(売却)
資源物	古着類	クリーンセンター	一時保管	市(売却又は引取り)
	飲料カン	クリーンセンター	鉄・アルミ別に選 別圧縮	市(売却)
	飲食用びん	クリーンセンター	3色に選別 独自ルートで資源 化	市(透明・茶色は売却、そ の他色は処理委託)
	ペットボトル	民間処理施設 (市外)	フレーク処理 独自ルートで資源 化	市(売却)
有害ごみ		クリーンセンター	一時保管後 専門業者で処理	市(処理委託)
剪定枝・草 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市内)	処分業許可業者 で堆肥化	処分業の許可業者
魚あら (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市外)	市外業者で飼料 化・堆肥化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)

※ 発泡スチロールは10月からプラスチック製容器包装と併せて指定法人ルートで資源化する予定。

(3) 最終処理については、山辺広域第2最終処分場(直営)及び大阪湾広域臨海環境整備センターに処理委託

4 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬する廃棄物の量

・燃やせるごみ

11,460t

・燃やせないごみ	6 4 0 t
・粗大ごみ	1 5 0 t
・プラスチック製容器包装	2 2 0 t
・ペットボトル	1 4 0 t
・飲料カン・飲食用びん	3 3 0 t
・新聞・雑誌類	3 9 0 t
・段ボール	1 6 0 t
・発泡スチロール	2 0 t
・古着類	7 0 t
・飲料用紙パック	1 5 t
・有害ごみ	5 t

合計 13,600 t

②収集区域の範囲 天理市全域

③収集回数

・燃やせるごみ	週 2 回
・燃やせないごみ	月 2 回
・資源ごみ	月 2 回
・粗大ごみ及び蛍光灯	電話申込みによる戸別収集
・有害ごみ（蛍光灯除く）	月 2 回

④収集方法 分別収集でステーション方式
(粗大ごみ及び蛍光灯は戸別収集)

⑤収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要 別紙2のとおり

②処理方法 2 処理主体(2)中間処理表の処理方法による

条例第30条及び第36条に規定する事業系ごみについては、以下に定める排出基準による。

廃棄物	中間処理方法	持込量の制限
剪定枝・草	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1日2トン車2台まで
スプリングマット	布とスプリングを分ける	月1回につき5枚まで
スプリング入りのソファ等	布と木の部分とスプリングを分ける	月1回につき5セットまで
畳(新築、改築を除く)	半分に切る(断熱材を含むものは受入不可)	1回につき6畳分(180kg)まで
木くず	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1回につき100kgまで
大型家具類		1回につき5個まで
カセットコンロのカートリッジ	穴をあけ、中のガスを抜くこと	1回につき20本まで
飲料カン		1回につき5袋又は10kgまで
飲食用びん		1回につき5袋又は20kgまで
廃プラスチック類	袋に入れて可燃ごみの扱い	1回につき2袋又は10kgまで
蛍光灯		月1回につき10本まで
その他の産業廃棄物	家庭ごみ分別の手引きによる	家庭ごみと同量程度

※上記の持込量の制限内でも連続して搬入する場合は、合算するものとする。

③搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

・委託収集(家庭系)	13,590t
・一般持込(家庭系)	1,340t
・一般持込(天理教)	920t
・一般持込(事業所・許可業者)	7,430t
・減免ごみ	320t
<u>天理市 計</u>	<u>23,600t</u>
・山添村 持込分	800t
・川西町 持込分	2,450t
・三宅町 持込分	1,810t
<u>2町1村持込み</u>	<u>5,060t</u>
合計	28,660t

④残渣の量及び処分方式

残渣量	4,090t
処分方式	埋立て処分

⑤処分業者による資源化量

- ・剪定枝及び草（市内で堆肥化分） 3, 1 0 0 t
- ・魚あら（他市で飼料・堆肥化分） 1 2 5 t

(3) 最終処分計画

①最終処分場の概要 別紙3のとおり

②山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量（天理市） 1, 3 8 0 t
 // （田原本町）（H28 で埋立終了） 0 t
 年間埋立量 1, 0 3 0 m³
 （搬入量 ÷ 1. 3 4 t / m³ で算出）

③大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量

2, 7 0 0 t / 年

・搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁4番

・処分場

神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

埋立地面積 88ha 埋立容量 15, 000, 000m³

大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

埋立地面積 95ha 埋立容量 14, 000, 000m³

④山辺広域第2最終処分場埋立計画

第1処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 昭和54年～平成7年

平成7年度で最終覆土工事完了

第2処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 平成7年～平成38年

埋立残容量 1 6, 2 9 4 m³

・浄化槽汚泥の清掃 許可業者へ直接申込み

④収集の方法 くみ取り方式

⑤収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理場

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要

・施設名	天理市環境クリーンセンター し尿処理場
・所在地	天理市嘉幡町180番地
・処理方法	高負荷脱窒素処理方式
・処理能力	57kℓ／日

②搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	890kℓ
天理市浄化槽汚泥	1,850kℓ
川西町持込み	130kℓ
三宅町持込み	370kℓ
計	3,240kℓ

③処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥	110t
処分方法	焼却

第4編 ごみ減量等の具体策

- 1 山辺・県北西部広域環境衛生組合によるごみの広域処理に向けて、資源ごみ分別の見直し等の検討を行った結果、10月よりまず小型家電と雑紙の分別収集を開始する予定である。
- 2 発泡スチロールについて、10月からは単独の収集を廃止し、現在のプラスチック製容器包装と併せて収集を行い、指定法人である容器包装リサイクル協会へ引き渡しを行う。

- 3 小規模事業所が市による収集を受ける場合は、事前に登録して、収集を依頼しなければならないが、登録が少ないため、商工会等の協力を得ながら周知を図る。
- 4 古紙、古布類回収の促進
 - 子ども会や自治会等団体にて回収
 - 団体への助成金の交付（1 k g あたり 4 円）
 - 団体数：8 6 団体 / 登録業者数：7 業者
 - 回収予定量：4 9 0 t
- 5 生ごみ処理器の普及促進
 - 購入者に対して補助金交付（購入金額の 2 分の 1 の額ただし上限 3 万円）
 - 補助対象予定世帯数 1 2 世帯
- 6 むくもり収集の実施
 - 日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。
 - 対象世帯数 6 0 世帯

第 5 編 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

1 市民の責務

- (1) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。また、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- (2) 廃棄物を排出する際には、適正に分別し、廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発散させないようにするとともに、集積場所を清潔にし、排出禁止物を排出してはならない。また、決められた日時及び場所に排出しなければならない。
- (3) 廃棄物の分別基準及び排出方法等については「天理市家庭ごみ分別の手引き」のとおりとし、廃棄物の品目など記載が無い場合は、その都度市が決定する。

- (4) 集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- (5) 将来のごみ処理広域化に伴うごみ分別の変更等が行われた際には、その重要性に鑑み、市の施策に協力しなければならない。

2 事業者の責務と減量義務

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また、製造、販売する製品や容器が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないようにしなければならない。
 - (2) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。
 - (3) 事業者は、市の施設へ搬入する際は、市の指示に従い、処分しやすいように分別するとともに、中間処理等の命令がある場合は、選別、圧縮及び破碎等の前処理を行わなければならない。また、排出禁止物や処理施設に支障を来たすものは搬入してはならない。
- ## 3 資源物等の持ち去りについては、条例の罰則規定が適用されるため、持ち去り防止のパトロールを強化する。併せて廃家電等の不適正排出のパトロールを行う。

(平成29年 4 月 1 日 掲 示 済)

天理市告示第158号

天理市自転車等駐車場における駐車料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

受託者 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-7-9

東洋テック株式会社 TEAM TENRI

共同事業体

日本サンサイクル株式会社

代表取締役社長 内 田 勉

委託事務の範囲 天理市自転車等駐車場における駐車料の徴収事務

(平成29年 4 月 3 日 掲 示 済)

天理市告示第159号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 4 月 3 日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年 4 月 3 日 掲 示 済)

天理市告示第160号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 4 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 3 月31日
 - 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 4 月 3 日から平成29年 9 月30日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 4 月 3 日 掲 示 済)

天理市告示第161号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成29年 4 月 3 日

- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成29年 4 月 3 日から平成29年 6 月 4 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 4 月 4 日揭示済)

天理市告示第162号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 4 月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成29年 4 月 4 日

- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成29年 4 月 4 日から平成29年 6 月 5 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 4 月 5 日揭示済)

天理市告示第163号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 4 月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成29年 4 月 5 日

- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成29年 4 月 5 日から平成29年 6 月 6 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

公 告

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市公告第13号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成29年 3 月31日 揭示済)

天理市公告第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により天理市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成29年 3 月31日

天理市長 並 河 健

閲覧場所

天理市役所環境経済部農林課

(平成29年 4 月 1 日 揭示済)

天理市公告第15号

平成29年度天理市定期予防接種の実施について

定期予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により公告します。

平成29年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

1 予防接種実施場所

委託医療機関

2 予防接種期日

実施医療機関の定めた日

3 定期予防接種と実施方法

(A類)

対象疾病	ワクチン	対象者
ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）又は不活化ポリオワクチン（IPV）	1期：生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後3月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）	2期：11歳から13歳未満の者
麻しん・風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR）又は乾燥弱毒生麻しんワクチン（M）又は乾燥性弱毒生風しんワクチン（R）	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	1期：生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回（2回）終了後、6月以上（標準的には概ね1年）間隔

		をおく) 2期：9歳以上13歳未満の者
予防接種実施規則（昭和33年厚生労働省令第27号）附則第5条第1項に規定する特例対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって1期、2期の接種が行われていない可能性がある者）も日本脳炎の予防接種の定期の対象者とする。ただし、2期接種は、9歳以上の者に対して、1期終了後6日以上の間隔をおいて行うものとする。 予防接種実施規則附則第4条第1項に規定する対象者（平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに、日本脳炎の1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある者）も日本脳炎の予防接種の不足している回数を、9歳以上13歳未満において定期の対象者とする。		
結核	B C G ワクチン	生後12月に至るまでの間にある者
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間の女子
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	平成28年4月1日以降に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者

尚、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間で、次の各号に掲げるものを除き予防接種を受けることができます。

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間
- (2) 結核については、4歳に達するまでの間
- (3) Hib感染症については、10歳に達するまでの間
- (4) 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間

(B類)

対象疾病	ワクチン	対象者
季節性インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
高齢者の肺炎球菌感染症	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン	① 65歳以上の者 ＜平成28年度の対象者＞ 65歳：昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生の者 70歳：昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生の者 75歳：昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生の者 80歳：昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生の者 85歳：昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生の者 90歳：昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生の者 95歳：大正11年4月2日生～大正12年4月1日生の者 100歳：大正6年4月2日生～大正7年4月1日生の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 行政措置による任意接種

対象疾病	ワクチン	対象者	対象期間
B型肝炎	組換え沈降型B型肝炎ワクチン	平成28年4月・5月生	平成29年4月1日から

		まれの者で、接種回数が3回に満たない者	平成29年 8 月31日まで
麻しん・風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR）又は乾燥弱毒生麻しんワクチン（M）又は乾燥性弱毒生風しんワクチン（R）	1 期：生後24月から36月に至るまでの間にある者で、第1期未接種の者 2 期：平成22年 4 月 2 日～平成23年 4 月 1 日 生まれの者で、第2期未接種の者	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで

5 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他医師が不適当と認める者

6 接種費用（自己負担金）

- A類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
- 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。
- B類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合一部自己負担を徴収する。尚、生活保護受給者のみ無料とする。
- <自己負担金内訳>
- 季節性インフルエンザ 1,500円
- 高齢者の肺炎球菌感染症 2,500円
- 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関で接種する場合は全額自己負担とし天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

行政措置による任意接種

- 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
- 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関で接種する場合は全額自己負担とし天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

(平成29年 4 月 1 日 揭示済)

天理市公告第16号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定について

平成29年 4 月 1 日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

平成29年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
一般社団法人 WBC 代表理事 荒本 秀樹
奈良市右京二丁目 3 番地平成第2団地12-508
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
そうそう
天理市川原城町791番地
- (3) 指定等の年月日
平成29年 4 月 1 日
- (4) 種別
特定相談支援・障害児相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
特定無し
- (6) 事業所番号
指定特定相談支援事業所 2930900127
指定障害児相談支援事業所 2970901381

教育委員会

(平成29年 3 月14日 揭示済)

天教告示第 5 号

平成29年 3 月16日 午後 3 時から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年 3 月14日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成29年 3 月22日 揭示済)

天教告示第 6 号

平成29年 3 月23日 午後 4 時から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年 3 月22日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成29年 3 月27日 揭示済)

天農委公告第 1 号

天理市農業委員会の委員の選任に関する規程及び天理市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程に基づき天理市農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集について公告する。

平成29年 3 月27日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

1 対象者・募集人数

① 農業委員 定数10人

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人

② 農地利用最適化推進委員 定数10人

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人で、主に現場で農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる人

2 任期

農業委員 平成29年 7 月20日から平成32年 7 月19日まで（3年間）

農地利用最適化推進委員 天理市農業委員会からの委嘱の日から農業委員の任期まで

3 身分

天理市の特別職の非常勤職員

4 報酬

条例に基づいて支給されます。

5 応募資格

対象者の要件を満たし、かつ平成29年 7 月19日において次の資格要件も満たしている人

①原則として市内に住所を有する人

②法令などで兼職が禁止されている市の委員でない人

③市の職員でない人

6 募集期間

平成29年 4 月1日（土）～ 4 月28日（金）まで（必着）

7 応募方法

推薦（団体推薦又は 3 名以上の連署による推薦）又は応募（自薦）による申込みとします。

ただし農業委員と農地利用最適化推進委員は、重複して推薦又は応募することはできません。

8 申込方法

所定の様式に必要事項を記入の上農業委員会事務局まで持参又は郵送で提出してください。

受付時間は、平日 8 時30分から午後 5 時15分まで

9 連絡先

天理市農業委員会事務局 0743-63-1001 内線210

(平成29年 3 月27日 揭示済)

天農委公告第2号

天理市農業委員会の委員の選任に関する規程を次のように制定する。

平成29年3月27日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

天理市農業委員会の委員の選任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）並びに天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年12月天理市条例第44号）に基づき、農業委員会の委員（以下「委員」という。）の選任の手続等について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 委員の推薦及び募集は、法第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる方法により選任する。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 団体からの推薦
- (3) 一般募集

2 推薦及び募集の期間は、28日間とする。

3 推薦及び募集の周知は、公告のほか、ホームページ及び広報への掲載等により行うものとする。

(推薦及び募集)

第3条 委員として推薦を受ける者及び委員に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができ、かつ、委員任命予定日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として、本市に住所を有する者
- (2) 法令等により委員と兼職が禁止されている職にない者
- (3) 本市の職員でない者

(推薦手続)

第4条 委員を推薦しようとする者は、次の各号に掲げる推薦の区分に応じそれぞれ当該各号に定める様式により書面で市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する個人からの推薦 推薦人3名以上が連名により天理市農業委員会委員推薦書・個人用（様式第1号）を提出する。
- (2) 第2条第1項第2号に規定する団体からの推薦 当該団体等の代表者が天理市農業委員会委員推薦書・団体用（様式第2号）を提出する。

2 前項の規定による推薦書は、市長が指定する場所へ郵送又は持参等により提出するものとする。

(募集手続)

第5条 委員の募集に応募しようとする者は、天理市農業委員会委員応募申込書（様式第3号）により書面で市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込書は、市長が指定する場所へ郵送又は持参等により提出するものとする。

(候補者の公表等)

第6条 市長は、推薦及び募集の状況を推薦・募集期間の中間及び終了後遅滞なく、天理市公告式条例（平成12年9月天理市条例第28号）に基づく掲示場及びホームページにおいて、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第6条第1項に規定する事項のほか、市長が必要と認める事項を公表するものとする。

(候補者の評価)

第7条 市長は、候補者の選定に当たっては、公平性及び透明性を確保するため、天理市農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し候補者の評価について意見を求めるものとする。

(委員の選任)

第8条 市長は、前条の評価委員会からの意見の報告を受け、候補者のうちから適当と認める者を議会の同意を得て委員として任命するものとする。

2 前項により委員を任命しようとする場合は、書面により通知するとともに、辞令を交付するものとする。

(委員の補充)

第9条 市長は、委員の罷免、失職及び辞任により、委員の定数の3分の1を超える欠員が生じた場合は、この規程の手続に基づき、速やかに委員を補充しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、欠員数が欠員限度数を超えない場合であっても、農業委員会の運営に著しく支障を来すおそれがあると認める場合も、また同様とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

天理市農業委員会委員推薦書・個人用

年 月 日

天理市長 様

天理市農業委員会委員候補として次の者を推薦します。

1 推薦する者

フリガナ 氏 名	住所	職業	年齢	性別
(代表者) ㊟				
【代表者の連絡先】 電話：				
㊟				
㊟				
推薦理由				
農地利用最適化推進委員への推薦の有無		有（推薦地域名： ） ・ 無		

2. 推薦を受ける者

フリガナ 氏 名	住所	職業	年齢	性別
㊟				
【連絡先】 電話：				
農業経営 の状況	農業従事日数		経歴	
	耕作面積（㎡）			
	農業経験年数			
	主要生産作物			
法第8条第6項：利害関係を有しない者の該当			該当 ・ 非該当	
認定農業者等の該当（該当するものに○印）				
① 認定農業者				
② 認定農業者に準ずる者				
ア 過去に認定農業者であった者		イ 認定農業者の経営に参画する親族		
ウ 認定就農者		エ 集落営農組織の役員		
オ 人・農地プランの中心的経営体				
③ 上記に非該当の者				

様式第2号（第4条関係）

天理市農業委員会委員推薦書・団体用

年 月 日

天理市長 様

天理市農業委員会委員候補として次の者を推薦します。

1 推薦する者

法人又は団体名	代表者又は管理人の役職・氏名	構成員の数
	㊟	
【代表者の連絡先】 電話：		
組織の目的		
構成員の資格		
推薦理由		
農地利用最適化推進委員への推薦の有無		
有（推薦地域名： ） ・ 無		

2.推薦を受ける者

フリガナ 氏 名	住所	職業	年齢	性別
㊟				
【連絡先】 電話：				
農業経営 の状況	農業従事日数		経歴	
	耕作面積（㎡）			
	農業経験年数			
	主要生産作物			
法第8条第6項：利害関係を有しない者の該当			該当 ・ 非該当	
認定農業者等の該当（該当するものに○印）				
① 認定農業者				
② 認定農業者に準ずる者				
ア 過去に認定農業者であった者		イ 認定農業者の経営に参画する親族		
ウ 認定就農者		エ 集落営農組織の役員		
オ 人・農地プランの中心的経営体				
③ 上記に非該当の者				

様式第3号（第5条関係）

天理市農業委員会委員応募申込書

年 月 日

天理市長 様

天理市農業委員会委員候補として次のとおり応募します。

1. 応募する委員の名称（該当する委員に○を記入）

農業委員		農業委員 (法第8条第6項：利害関係を有しない者)	
------	--	------------------------------	--

2. 応募者本人について

フリガナ 氏 名 ㊞	住所	職業	年齢	性別
【連絡先】 電話：				
農業経営 の状況	農業従事日数	経歴		
	耕作面積 (㎡)			
	農業経験年数			
	主要生産作物			
認定農業者等の該当（該当するものに○印） ① 認定農業者 ② 認定農業者に準ずる者 ア 過去に認定農業者であった者 イ 認定農業者の経営に参画する親族 ウ 認定就農者 エ 集落営農組織の役員 オ 人・農地プランの中心的経営体 ③ 上記に非該当の者				
応募理由				
農地利用最適化推進委員への応募の有無		有（応募地域名： ） ・ 無		

(平成29年 3 月27日 掲示済)

天農委公告第 3 号

天理市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程を次のように制定する。

平成29年 3 月27日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

天理市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）並びに天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年12月天理市条例第44号）に基づき、天理市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱の手続について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第 2 条 推進委員の推薦及び募集は、法第19条第1項の規定に基づき、次に掲げる方法により選任する。

(1) 個人からの推薦

(2) 団体からの推薦

(3) 一般募集

2 推薦及び募集の期間は、28日間とする。

3 推薦及び募集の周知は、公告のほか、ホームページ及び広報への掲載等により行うものとする。

(担当区域及び定数)

第 3 条 推進委員の担当する区域及びその定数は、次の表のとおりとする。

担当区域	地域名	定数
丹波市	藤井町、丹波市町、田町、御経野町、川原城町、守目堂町、勾田町、杣之内町	1
山の辺	田部町、別所町、上仁興町、下仁興町、苅原町、滝本町、内馬場町、布留町、三島町、豊井町、豊田町、岩屋町、石上町、杣之内町木堂方	1
前栽	前栽町、杉本町、平等坊町、中町、南六条町、喜殿町、上総町、小田中町、指柳町、田井庄町、富堂町、岩室町、小路町	1
井戸堂	西井戸堂町、東井戸堂町、九条町、備前町、吉田町、合場町、小島町	1
二階堂	庵治町、嘉幡町、二階堂上ノ庄町、二階堂北菅田町、二階堂南菅田町、荒蒔町、稲葉町	1
朝和東部	佐保庄町、中山町、成願寺町、萱生町、竹之内町、乙木町、園原町	1
朝和西部	三昧田町、福知堂町、永原町、兵庫町、長柄町、西長柄町、新泉町、岸田町	1
柳本	柳本町、海知町、遠田町、武蔵町、檜垣町、渋谷町	1
櫟本	櫟本町、和爾町、森本町、蔵之庄町、中之庄町、檜町	1
福住	福住町、山田町、長滝町	1

(推薦及び募集)

第 4 条 推進委員として推薦を受ける者及び推進委員に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項にその職務を適切に行うことができ、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 原則として、本市に住所を有する者

(2) 法令等により推進委員と兼職が禁止されている職にない者

(3) 本市の職員でない者

(推薦手続)

第 5 条 推進委員を推薦しようとする者は、次の各号に掲げる推薦の区分に応じそれぞれ当該各号に定める様式により書面で農業委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する個人からの推薦 推薦人 3 名以上が連名により天理市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書・個人用（様式第 1 号）を提出する。

(2) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する団体からの推薦 当該団体等の代表者が天理市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書・団体用（様式第 2 号）を提出する。

2 前項の規定による推薦書は、委員会の指定する場所へ郵送又は持参等により提出するものとする。

(募集手続)

第 6 条 推進委員の募集に応募しようとする者は、天理市農業委員会農地利用最適化推進委員応募申込書（様式第 3 号）により書面で、委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込書は、委員会の指定する場所へ郵送又は持参等により提出しなければならない。

(候補者の公表等)

第 7 条 委員会は、推薦及び募集の状況を推薦・募集期間の中間及び終了後遅滞なく、天理市公告式条例（平成12年 9 月天理市条例第28号）に基づく掲示場及びホームページにおいて、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第12条第 1 項に規定する事項のほか、委員会が必要と認める

事項を公表するものとする。

(候補者の選考及び委嘱)

第8条 第5条又は第6条の規定に基づき推薦又は募集に応じた推進委員候補者の選考は、天理市農業委員会の委員で構成する天理市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会において選考し、選考結果を天理市農業委員会総会において報告する。

2 委員会は、前項の報告に基づき、推進委員を決定し委嘱するものとする。

(推進委員の補充)

第9条 委員会は、推進委員の解職、失職及び辞任により推進委員の定数の3分の1を超える欠員が生じた場合又は推進委員の欠員が生じたことにより担当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合には、この規程の手續に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

天理市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書・個人用

年 月 日

天理市農業委員長 様

天理市農業委員会農地利用最適化推進委員候補として次の者を推薦します。

推薦する区域	区域名：
--------	------

1 推薦する者

フリガナ 氏 名	住所	職業	年齢	性別
(代表者) 印				
【代表者の連絡先】 電話：				
印				
印				
推薦理由				
農業委員への推薦の有無	有 ・ 無			

2.推薦を受ける者

フリガナ 氏 名	住所	職業	年齢	性別
印				
【連絡先】 電話：				
農業経営 の状況	農業従事日数		経歴	
	耕作面積（㎡）			
	農業経験年数			
	主要生産作物			

様式第2号（第5条関係）

天理市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書・団体用

年 月 日

天理市農業委員会長 様

天理市農業委員会農地利用最適化推進委員候補として次の者を推薦します。

推薦する区域	区域名：
--------	------

1 推薦する者

法人又は団体名	代表者又は管理人の役職・氏名	構成員の数
	印	
【代表者の連絡先】 電話：		
組織の目的		
構成員の資格		
推薦理由		
農業委員への推薦の有無	有 ・ 無	

2. 推薦を受ける者

フリガナ 氏 名	住所	職業	年齢	性別
印				
【連絡先】 電話：				
農業経営 の状況	農業従事日数		経歴	
	耕作面積（㎡）			
	農業経験年数			
	主要生産作物			

様式第 3 号（第 6 条関係）

天理市農業委員会農地利用最適化推進委員応募申込書

年 月 日

天理市農業委員会長 様

天理市農業委員会農地利用最適化推進委員候補として次のとおり応募します。

1. 応募する区域

応募する区域	区域名：
--------	------

2. 応募者本人について

フリ 氏 名	住所	職業	年齢	性別
⑩				
【連絡先】 電話：				
農 業 経 営 の 状 況	農業従事日数		経歴	
	耕作面積（㎡）			
	農業経験年数			
	主要生産作物			
応募理由				
農業委員への応募の有無		有 ・ 無		

(平成29年 3 月27日 揭示済)

天農委公告第 4 号

天理市農業委員候補者評価委員会設置規程を次のように制定する。

平成29年 3 月27日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

天理市農業委員候補者評価委員会設置規程

(目的)

第 1 条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）を任命するに当たり、当該任命の過程の公平性及び透明性を確保するために設置する天理市農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）につき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、市長の求めに応じて農業委員の候補者の評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

2 評価委員会は、前項の候補者の評価に当たり、書面審査のほか、必要に応じて面接その他適当と認める方法による審査を行うことができるものとする。

(組織)

第 3 条 評価委員会の委員は、次に掲げる職にある者 5 名をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 農業委員候補者を除く農業委員会の会長又は農業委員
- (3) 総務部長
- (4) 環境経済部長
- (5) 農林課長

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は副市長とし、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

4 委員長は、評価委員会の会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 6 条 評価委員会の事務局を農業委員会事務局に置く。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年 3 月27日 揭示済)

天農委公告第 5 号

天理市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程を次のように制定する。

平成29年 3 月27日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

天理市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程

(目的)

第 1 条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、天理市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を任命するに当たり、当該任命の過程の公平性及び透明性を確保するために設置する天理市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）につき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、農業委員会の求めに応じて農地利用最適化推進委員の候補者の評価を行い、その評価結果を農業委員会に報告するものとする。

2 評価委員会は、前項の候補者の評価に当たり、書面審査のほか、必要に応じて面接その他適当と認める方法による審査を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 評価委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農業委員会会長
- (2) 農業委員会副会長
- (3) 農業委員会運営委員

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は農業委員会会長とし、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

4 委員長は、評価委員会の会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 評価委員会の事務局を農業委員会事務局に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年 3 月28日 揭示済)

天農委告示第3号

平成29年 4 月 7 日 午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成29年 3 月28日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

記

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 農地法第4条に関する申請について

議案第3号 農地法第5条に関する申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）について

議案第6号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

② 生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

③ 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

公平委員会

(平成29年 3 月28日 揭示済)

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

天理市公平委員会

委員長 橋 本 武 志

天理市公平委員会規則第1号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年 8 月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長部局の項中「公室長、部長、理事」を「理事、公室長、部長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「局長」を「局長、参与」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

監査委員

(平成29年 3 月27日 揭示済)

天監委告示第3号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年3月27日

天理市監査委員 松 井 義 憲
 天理市監査委員 梅 崎 浩 充
 天理市監査委員 廣 井 洋 司

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成28年12月1日～12月8日	環境業務課	平成28年3月31日
平成29年1月5日～1月11日	健康推進課	平成28年3月31日
平成29年1月12日～1月17日	防災課	平成28年3月31日
平成29年1月27日～2月2日	地域安全課	平成28年3月31日
平成29年2月6日～2月10日	総合政策課	平成28年3月31日
平成29年3月1日～3月7日	営繕課	平成28年3月31日

3 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出の事務処理状況
- (3) 補助金関係の事務処理状況
- (4) 契約関係の事務処理状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【環境経済部】

環境業務課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
衛生使用料	2,000	2,640	2,640	0	0	100.0
衛生手数料	142,743,000	150,878,360	150,778,860	5,800	93,700	99.9
広域塵芥処理受託収入	127,114,000	125,309,821	125,309,821	0	0	100.0
雑入	40,448,000	48,611,655	48,611,655	0	0	100.0
合計	310,307,000	324,802,476	324,702,976	5,800	93,700	100.0

平成28年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
塵芥処理費	638,873,000	615,278,817	23,594,183	96.3
し尿処理費	80,729,000	72,048,547	8,680,453	89.2
広域塵芥処理費	77,422,000	73,947,706	3,474,294	95.5
合計	797,024,000	761,275,070	35,748,930	95.5

平成28年3月31日現在

歳入の主なものは、衛生処理手数料の中のごみ処理手数料である。 注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、塵芥処理費のごみ収集運搬業務委託料やごみ焼却施設運転維持管理業務等委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、概ね適正に処理されていた。

【健康福祉部】

健康推進課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
衛生使用料	9,585,000	12,750,587	12,750,587	0	0	100.0
衛生手数料	970,000	819,160	819,160	0	0	100.0
衛生費国庫補助金	2,885,000	975,000	975,000	0	0	100.0
民生費県補助金	42,000	32,000	32,000	0	0	100.0
衛生費県補助金	1,400,000	913,000	913,000	0	0	100.0
衛生費委託金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0	100.0
雑入	1,547,000	7,853,400	2,988,790	0	4,864,610	38.1
合計	21,429,000	28,343,147	23,478,537	0	4,864,610	82.8

平成28年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
企画費	393,000	321,084	71,916	81.7
諸費	826,000	826,000	0	100.0
母子保健費	63,286,000	58,186,069	5,099,931	91.9
保健衛生総務費	5,226,000	4,866,179	359,821	93.1
予防費	174,080,252	164,106,919	9,973,333	94.3
健康増進対策費	45,466,000	44,363,377	1,102,623	97.6
メディカルセンター費	785,161,748	751,576,587	33,585,161	95.7
合計	1,074,439,000	1,024,246,215	50,192,785	95.3

平成28年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、衛生使用料の休日応急診療所使用料である。

歳出の主なものは、メディカルセンター費の天理市立メディカルセンター新築工事請負費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【総務部】

防災課

○ 予算の執行状況について
歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
雑入	9,364,000	5,663,951	5,663,951	0	0	100.0
合計	9,364,000	5,663,951	5,663,951	0	0	100.0

平成28年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
企画費（繰越明許）	6,126,000	6,126,000	0	100.0
災害対策費	9,904,000	8,412,908	1,491,092	84.9
水防費	344,000	92,296	251,704	26.8
非常備消防費	59,370,000	54,455,966	4,914,034	91.7
消防施設費	1,744,000	1,098,250	645,750	63.0
合計	77,488,000	70,185,420	7,302,580	90.6

平成28年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、雑入の消防団員等公務災害補償等共済金である。

歳出の主なものは、非常備消防費の消防ポンプ自動車購入費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

地域安全課

○ 予算の執行状況について
歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	40,610,000	37,860,300	37,860,300	0	0	100.0
総務手数料	1,132,000	1,140,440	1,140,440	0	0	100.0
雑入	30,000	4	4	0	0	100.0
合計	41,772,000	39,000,744	39,000,744	0	0	100.0

歳 出

平成28年3月31日現在

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
企画費（繰越明許）	15,000,000	14,164,248	835,752	94.4
交通安全対策費	111,040,000	110,106,499	933,501	99.2
防犯対策費	13,607,000	8,836,950	4,770,050	64.9
合計	139,647,000	133,107,697	6,539,303	95.3

平成28年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、総務使用料の自転車等駐車場駐車料である。

歳出の主なものは、交通安全対策費の天理駅前自転車等駐車場指定管理料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【市長公室】

総合政策課

○ 予算の執行状況について
歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木費負担金	0	26,812	26,812	0	0	100.0
土木使用料	2,709,000	760,800	760,800	0	0	100.0
総務費国庫補助金	135,590,000	50,108,113	50,108,113	0	0	100.0
総務費県補助金	3,105,000	1,116,000	1,116,000	0	0	100.0
財産貸付収入	43,000,000	43,000,000	43,000,000	0	0	100.0
一般寄附金	5,000,000	2,090,000	2,090,000	0	0	100.0
雑入	120,000	246,548	246,548	0	0	100.0
合計	189,524,000	97,348,273	97,348,273	0	0	100.0

平成28年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
企画費	46,822,000	40,302,058	6,519,942	86.1
現年度	24,940,000	18,779,338	6,160,662	75.3
繰越明許	21,882,000	21,522,720	359,280	98.4
戸籍住民基本台帳費	4,473,000	3,007,872	1,465,128	67.2
商工振興費	12,800,000	0	12,800,000	0.0
観光費	2,500,000	0	2,500,000	0.0
駅前広場管理費	2,393,000	1,221,940	1,171,060	51.1
広域消防費	795,916,000	795,916,000	0	100.0
合計	864,904,000	840,447,870	24,456,130	97.2

平成28年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、総務費国庫補助金の地域住民生活等緊急支援交付金や、財産貸付収入の土地貸付収入である。

歳出の主なものは、広域消防費の奈良県広域消防組合負担金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【建設部】

営繕課

○ 予算の執行状況について
歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
土木総務費	2,790,000	2,618,355	171,645	93.8
合計	2,790,000	2,618,355	171,645	93.8

歳出の主なものは、土木総務費の電算機器賃貸借料である。

平成28年3月31日現在

支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。 注:職員給与費除く。

むすび

以上が平成28年度の環境経済部、健康福祉部、総務部、市長公室及び建設部の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理等について監査を実施し

た結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

(平成29年 3 月27日 揭示済)

天監委告示第 4 号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年 3 月27日

天理市監査委員 松 井 義 憲
天理市監査委員 梅 崎 浩 充
天理市監査委員 廣 井 洋 司

- 1 監査の種別 財政援助団体等監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	所管部課
平成29年2月13日～16日	ミディ総合管理(株)	総務部地域安全課 市長公室総合政策課

- 3 監査の範囲

当該財政援助団体等における平成27年度の出納に関する事務の執行状況

- 4 監査の方法

平成27年度事業報告書及び決算報告書に基づき、出納に関する事務の執行状況について、資料提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

- 5 監査の結果

ミディ総合管理(株)に係る出納の事務は、適正に執行されていると認められた。

監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 天理駅前地下自転車駐車場

ア 担当及び危機管理体制

現場指導員 統括班長 1 名

現場管理スタッフ 27名

事案・事故を未然に防止することに努めるとともに、万一発生した場合は本社部門・指導員・管理スタッフが「緊急連絡網」を基本に連絡を取り、犯罪に関する対応は「警備マニュアル」、災害発生時は「危機管理マニュアル」に従って拡大防止に努め、関係諸機関への通報も含め適切かつ速やかに対応処置する。また、施設トラブルが発生した場合は、阿倍野ハルカス事業所の設備専門スタッフや建設工事グループが24時間体制で対応し、さらに専門性を有する場合には、専門業者を迅速に手配・派遣する体制をとっている。

イ 事業報告

年間総利用台数 99,464 台 (37,876,400円)

定期利用

(自転車)8,154台(24,292,800円) (原付) 923台(3,788,700円)

一時利用

(自転車)82,825台(8,282,500円) (原付) 7,562台(1,512,400円)

ウ 平成27年度決算の状況

天理市自転車等駐輪場の管理に関する業務の決算報告書（H27年度）

(単位：円)

収 入	予算額	決算額	増減
指定管理料	58,000,000	58,000,000	0
収入合計（A）	58,000,000	58,000,000	0
支 出	予算額	決算額	増減
人件費	33,536,000	32,419,464	△ 1,116,536
維持費			
光熱水費	6,880,000	7,081,347	201,347
修繕費	1,500,000	845,704	△ 654,296
通信費	1,820,000	1,660,095	△ 159,905
システム機器賃借料	1,182,000	1,218,840	36,840
業務委託費	0	0	0
施設及び設備保守点検委託料			
受変電設備保守	275,000	282,139	7,139
コンベア保守	1,210,000	1,209,600	△ 400
駐輪場システム機器保守	1,013,000	1,215,648	202,648
重量シャッター保守 ほか	1,623,000	1,931,040	308,040
保険料	40,000	33,800	△ 6,200
事務費			
消耗品費	500,000	619,851	119,851
印刷製本費	1,647,000	1,198,800	△ 448,200
什器・備品	400,000	0	△ 400,000
諸経費	2,982,000	2,833,831	△ 148,169
公租公課	2,687,000	2,593,557	△ 93,443
支出合計（B）	57,295,000	55,143,716	△ 2,151,284
収支（A）－（B）	705,000	2,856,284	2,151,284

(2) 天理駅前広場

ア 担当及び危機管理体制

現場指導員 統括班長 1 名

現場管理スタッフ 6 名

事案・事故を未然に防止することに努めるとともに、万一発生した場合は本社部門・指導員・管理スタッフが「緊急連絡網」を基本に連絡を取り、犯罪に関する対応は「警備マニュアル」、災害発生時は「危機管理マニュアル」に従って拡大防止に努め、関係諸機関への通報も含め適切かつ速やかに対応処置する。また、不本意なトラブルが発生した場合は、警察OBや消防OBが適切な機関と連携を図り対応し、施設トラブルが発生した場合は、阿倍野ハルカス事業所の設備専門スタッフが24時間体制で対応し、さらに専門性を有する場合には、専門業者を迅速に手配・派遣する体制をとっている。

イ 事業報告

年間総利用台数 21,614台 (1,460,000円)

なお、上記の利用状況は、11月からは駅前整備工事となり閉鎖したため、4月から10月までの間のものとなっている。

ウ 平成27年度決算の状況

天理駅前広場の管理に関する業務の決算報告書（H27年度）

（単位：円）

収 入	予算額	決算額	増 減
指定管理料	24,900,000	24,900,000	0
収入合計（A）	24,900,000	24,900,000	0
支 出	予算額	決算額	増 減
人件費	8,283,000	5,862,354	△ 2,420,646
維持費			
光熱水費	1,900,000	2,144,736	244,736
修繕費	4,114,000	1,641,464	△ 2,472,536
業務委託費	2,416,000	2,049,300	△ 366,700
施設及び設備保守点検委託料			
駐車場精算システム保守	389,000	388,800	△ 200
昇降機保守	4,633,000	4,212,000	△ 421,000
重量シャッター保守 ほか	918,000	918,000	0
保険料	40,000	40,000	0
事務費			
消耗品費	125,000	0	△ 125,000
什器・備品	50,000	0	△ 50,000
諸経費	1,144,000	862,833	△ 281,167
公租公課	666,000	468,988	△ 197,012
支出合計（B）	24,678,000	18,588,475	△ 6,089,525
収支（A）－（B）	222,000	6,311,525	6,089,525

むすび

以上が平成28年度財政援助団体等監査を行った結果である。
事業報告及び決算諸表は法令に準拠し、適正に処理されていた。
今後、天理駅前広場がリニューアルされることに鑑み、天理駅周辺における賑わい拠点の整備に努められるよう要望する。

災害対策本部

（平成29年 3 月31日揭示済）

天理市災害対策本部告示第 1 号
天理市災害対策本部規程（平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。
平成29年 3 月31日

天理市災害対策本部長
天理市長 並 河 健

第 2 条第 7 号中「協力班」を削る。
第 4 条中「及び上下水道事業管理者」を「、上下水道事業管理者及び理事」を改める。
第 5 条第 3 項中「、理事」を削る。
第 9 条第 2 項中「消防団長」の次に「その他本部長が必要と認める者」を加える。
別表くらし文化部（くらし文化部長）の項中「避難所」を「指定避難所」に改め、同表健康福祉部（健康福祉部長）の項中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に、「避難所」を「指定避難所」に改め、同表上下水道部（上下水道局長）の項中

庶務班 （総務課長）	総務課職員
---------------	-------

を

」

「

庶務班 (総務経営課長)	総務経営課職員
-----------------	---------

に改め、同項中
」

「

下水道班 (下水道課長)	下水道課職員	1 下水道施設の応急復旧に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調査及 び報告に関する こと。
協力班 (経営課長)	経営課職員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 その他部長の命ずる指示事項に 関 する こと。

を
」

「

下水道班 (下水道課長)	下水道課職員	1 下水道施設の応急復旧に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調査及 び報告に関する こと。
--------------	--------	--

に
」

改め、同表教育部（教育委員会事務局長）の項中「避難所」を「指定避難所」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

公営企業

(平成29年 3 月 8 日揭示済)

天理市上下水道局告示 2 号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成29年 3 月 8 日より 2 週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

平成29年 3 月 8 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成29年 3 月22日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
《天 理 市》
中之庄町・喜殿町・中町・二階堂上ノ庄町・石上町・田町・嘉幡町・東井戸堂町・西井戸堂町・合場町・海知町・西長柄町・九条町・備前町・庵治町
- 3 供用を開始する排水施設及び公共枮の位置

分 区	管記号	起 点	終 点
櫛本北第 3－1 処理分区	A	中之庄町236番 1	中之庄町393番 5
	A	中之庄町393番 1	中之庄町393番 5
櫛本北第 9 処理分区	A	喜殿町152番 1	喜殿町152番 2
櫛本北第11処理分区	A	中町137番 1	中町137番 1
櫛本北第12－ 2 処理分区	A	中町361番 5	中町361番 5
	A	二階堂上ノ庄町115番 7	二階堂上ノ庄町115番10
天理北第 1 処理分区	A	石上町199番15	石上町199番15
	A	石上町380番 1	石上町380番 1
天理北第 9 処理分区	A	田町121番 1	田町121番 1
	A	嘉幡町549番 3	嘉幡町549番 3

	A	東井戸堂町433番1	東井戸堂町433番8
	A	西井戸堂町554番	東井戸堂町205番3
	A	合場町360番1	合場町360番2
大和川第7処理分区	A	海知町457番	海知町655番
大和川第8処理分区	A	西長柄町164番	西長柄町164番
	A	九条町349番	九条町349番
	A	備前町28番1	備前町28番1
	A	西長柄町79番地	西長柄町79番地
大和川第15処理分区	A	庵治町771番1	庵治町771番1

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
「分流式」
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置
「大和郡山市額田部南町地内」
- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称
「奈良県浄化センター」

(平成29年 3 月16日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第1号

天理市上下水道局事務分掌規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第2条及び第3条を次のように改める。

（課、室及び係の設置）

第2条 局に次の課、室及び係を設置する。

総務経営課 庶務係 営業推進係

経営管理室 経営管理係

給水課 給水係 工務係

浄水課 施設整備係 浄水係

下水道課 施設係 事業係

（総務経営課の事務）

第3条 総務経営課の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務係

- （1） 局の機構及び事務分掌に関すること。
- （2） 褒賞及び表彰並びに儀式に関すること。
- （3） 職員の定数及び配置に関すること。
- （4） 職員の任免、分限、懲戒、服務その他勤務条件に関すること。
- （5） 職員の給与その他給付の決定、裁定及び支給に関すること。
- （6） 労働組合に関すること。
- （7） 職員の旅費に関すること。
- （8） 職員の研修に関すること。
- （9） 職員の福利厚生、安全衛生、公務災害補償等に関すること。
- （10） 奈良県市町村職員共済組合に係る事務手続に関すること。
- （11） 条例、規程等の制定及び改廃の手続に関すること。
- （12） 公印の管守に関すること。
- （13） 文書の收受、発送及び保存の総括に関すること。
- （14） 広報及び広聴に関すること。
- （15） 建設工事等の入札に関すること。
- （16） 指定給水装置工事事業者の指定管理事務及び指定給水装置工事主任技術者の選任管理事務に関すること。

- (17) 指定下水道工事店の指定管理事務及び排水設備工事責任技術者の選任管理事務に関する事。
- (18) 他課に属さない局の庶務及び課の庶務に関する事。

営業推進係

- (1) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の調定に関する事。
- (2) 水道料金等の納入通知書及び納付書の発行に関する事。
- (3) 水道料金等の収納及び還付に関する事。
- (4) 水道料金等の口座振替に係る金融機関との契約及び連絡調整に関する事。
- (5) 使用水量等の統計に関する事。
- (6) 上下水道使用の開始及び中止等の受付に関する事。
- (7) 使用水量の計量及び認定に関する事。
- (8) 使用水量の状況調査及び不正使用の取締りに関する事。
- (9) 水道メーターの出納管理及び検定に関する事。
- (10) 開閉栓に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関する事。
- (11) 水道料金等に係る相談及び苦情処理に関する事。
- (12) 使用水量等の減免に関する事。
- (13) 水道料金等の滞納整理及び欠損処分に関する事。
- (14) 給水停止の手續及び処分に関する事。
- (15) 天理市水道水源保護条例（平成14年6月天理市条例第22号）に関する事。

2 経営管理室の事務分掌は、次のとおりとする。

経営管理係

- (1) 事業の計画、統計及び認可等の総合調整に関する事。
- (2) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (3) 天理市上下水道事業経営審議会に関する事。
- (4) 予算編成事務の総括、予算書の作成及び予算執行管理の統制に関する事。
- (5) 決算事務の総括並びに財務諸表及び決算書の作成に関する事。
- (6) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (7) 水道料金等の原価計算に関する事。
- (8) 現金及び有価証券の保管並びに出納事務に関する事。
- (9) 会計伝票、帳簿及び証拠書類の整理及び保管に関する事。
- (10) 金融機関との指定契約及び連絡調整に関する事。
- (11) 公金の預託に関する事。
- (12) 収入及び支出書類の審査に関する事。
- (13) 普通財産（物品、資材等を含む。）の管理及び処分の総括に関する事。
- (14) 固定資産の評価及び償却並びに固定資産台帳の整理及び保管に関する事。
- (15) その他水道事業及び下水道事業に係る経理に関する事。

第4条給水係の項第13号中「給配水管路図等の」の次に「作成、」を加え、同項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 下水道台帳等の入力業務に関する事。

第6条を削る。

第6条の2施設係の項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 受益者負担金及び水洗便所貸付金の滞納整理及び欠損処分に関する事。

第6条の2を第6条とする。

第7条第2号中「建設工事」を「建設工事等」に改める。

第10条第1項中「、課に」の次に「参事及び」を加える。

第14条第2項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月16日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 2 号

天理市上下水道局決裁規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第 7 条第 2 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 8 条中「あるときは、課長補佐」の次に「（同等の職を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第12条第 1 号中「総務課長」を「総務経営課長」に改め、同条第 2 号中「総務課長」を「経営管理室担当課長」に改め、同条第 3 号から第 5 号までの規定中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

別表第 1 第12号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

別表第 2 第10号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同表第13号中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

別表第 3 総務課長の項中「総務課長」を「総務経営課長」に改め、同項中第10号から第15号までを次のように改める。

- (10) 水道料金及び諸手数料その他に係る諸申告及び諸届の処理に関する事。
- (11) 開閉栓に関する事。
- (12) 水道の使用量の認定に関する事。
- (13) 滞納等による給水停止に関する事。
- (14) 水道メーターの試験及び検定並びに予算の範囲内における水道メーターの取替認定に関する事。
- (15) 過誤納金の還付及び充当の通知に関する事。

別表第 3 総務経営課長の項中第16号から第18号までを削り、第19号を第16号とし、同項の次に次の 1 項を加える。

経営管理室担当課長

- (1) 予算の範囲内における 1 件20万円未満の支出負担行為の決定に関する事。
- (2) 支出負担行為の決定に基づく 1 件500万円未満の支出命令に関する事。
- (3) 1 件 5 万円未満の予備費の充用及び 1 件10万円未満の目以下の予算の流用に関する事。
- (4) 1 件20万円未満の不用品の処分に関する事。
- (5) 条例、規則、管理規程等に基づく定例の給与その他の給付に伴う支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。
- (6) 予算に計上された電気、ガス、水道及び電話の料金、下水道使用料並びに郵便料金の支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。
- (7) 予算に計上された旅費の支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。
- (8) 定例的な収入命令に関する事。
- (9) 振替命令に関する事。

別表第 3 経営課長の項を削る。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（平成29年 3 月16日 揭示済）

天理市上下水道局管理規程第 3 号

天理市上下水道事業管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程（平成22年 3 月天理市水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

本則中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 4 号

天理市上下水道局文書取扱規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第 4 条第 1 号並びに第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項中「総務課」を「総務経営課」に改める。

第 5 条第 4 項及び第12条（見出しを含む。）中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第12条第 3 号中「管理者」を「天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第13条第 1 項及び第 2 項並びに第18条第 1 項中「総務課」を「総務経営課」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

文 書 処 理 力 一 下

主 管 課 名		課	決 裁 印 等		受 付 印	
文 書 取 扱 者 (庶務担当係長)						
管 理 者	局 長	局 次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員
合 議	総務経営課長					
	給 水 課 長					
	浄 水 課 長					
	下 水 道 課 長					
備 考						
回 答	要・不要	処 理 期 日	年 月 日		担 当 者	受 付 者
		処 理 日	年 月 日			

平成29年4月10日 月曜日

天理市公報

様式第8号を次のように改める。

様式第 8 号（第13条関係）

専決	専決	専決
日付	日付	日付
局長	〇〇課長	〇〇担当課長

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 5 号

天理市上下水道局公印規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第 4 条及び第 7 条中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 8 条中「総務課」を「総務経営課」に改める。

第 9 条中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

別表中「総務課」を「総務経営課」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 6 号

天理市上下水道局職員就業規則（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第10条中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

別表第 3 第11項中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 2 号」に、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）」に、「同条第 2 項」を「同条第 1 号」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 7 号

天理市上下水道局労働安全衛生委員会規程（平成 3 年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第 7 条中「総務課庶務係」を「総務経営課」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 8 号

天理市上下水道局被服等貸与規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 9 号

天理市上下水道局会計規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第 2 条第 2 項中「総務課長とする」を「経営管理室担当課長の職にある者をもって充てる」に改める。

第 8 条、第10条第 2 項、第16条第 1 項及び第 2 項、第19条、第20条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第21条、第22条第 1 項及び第 2 項、第24条第 1 項及び第 3 項から第 7 項まで、第25条第 1 項及び第 2 項、第26条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第27条第 4 項、第28条第 2 項及び第 3 項、第29条、第30条第 1 項及び第 3 項、第32条、第33条第 1 項、第34条、第35条第 1 項及び第 2 項、第36条第 1 項及び第 2 項、第37条、第40条、第41条、第43条、第46条、第47条、第49条第 1 項及び第 2 項、第50条、第51条第 1 項、第52条第 1 項、第 53 条、第54条第 1 項から第 3 項まで、第55条、第56条第 1 項及び第 2 項、第57条、第60条第 1 項及び第 2 項、第62条第 1 項及び第 3 項、第63条、第64条第 1 項及び第 4 項、第70条の 2 第 1 項及び第 2 項、第71条第 2 項、第72条第 2 項並びに第75条第 2 項中「総務課長」を「経営管理室担当課長」に改める。

第78条中「ロからへまで及びリ」を「イからキまで及びケ」に改める。

第79条、第89条第 1 項及び第 2 項、第91条第 1 項及び第 2 項、第92条第 1 項、第93条から第95条まで、第96条第 1 項並びに第97条中「総務課長」を「経営管理室担当課長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月16日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第10号

天理市指定給水装置工事事業者及び天理市指定下水道工事店審査委員会規程（平成10年 2 月天理市水道ガス局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月16日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第 3 条第 3 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 6 条中「総務課」を「総務経営課」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成29年 3 月27日 掲示済)

天理市上下水道局公告第14号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 3 月27日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
大和川第 8 処理分区	九条町の一部

(平成29年 3 月28日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第11号

天理市指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月天理市水道ガス局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第1条中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第2条第7号中「給水装置工事主任技術者」を「法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者」に改める。

第4条第2項中「指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）」を「施行規則様式第一による申請書」に改め、同条第3項第1号中「誓約書（様式第2号）」を「書類」に改め、同項第2号中「又は外国人登録証明書の写し」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項第1号の書類は、施行規則様式第二によるものとする。

第5条第3号ウ中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第6条第1項中「様式第3号」を「別記様式」に改める。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4号）」を「施行規則様式第十による届出書」に改め、同項第3号中「第4条第3項第1号に規定する誓約書」を「施行規則様式第二による法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類」に改め、同条第3項中「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5号）」を「施行規則様式第十一による届出書」に改める。

第9条中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「1年」を「6月」に改める。

第10条の見出し中「告示」を「公示」に改め、同条中「次に掲げる場合は、告示」を「次の各号のいずれかに該当するときは、その都度公示」に改め、同条第1号中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第11条第1項第3号中「第4条」を「第5条」に改める。

第12条第3項中「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）」を「施行規則様式第三による届出書」に改める。

第13条第5号ア中「第4条」を「第5条」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号を別記様式とする。

様式第4号から様式第6号までを削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年3月31日掲示済）

天理市上下水道局管理規程第12号

天理市企業職員管理職手当支給規程（昭和44年4月天理市水道ガス部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年4月3日掲示済）

天理市上下水道局公告第15号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 4 月10日 月曜日

天理市公報

平成29年 4 月 3 日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
大和川第 8 処理分区	萱生町の一部